

第三次川越市保健医療計画				
基本目標	1	保健衛生の充実	施策中心課：	保健総務課
主要課題	1	保健所機能の充実	施策関係課：	
施 策	1	保健衛生の機能充実		

施策の目的
保健衛生施設等の整備や、専門職等の資質の向上を図り、適切な事業実施のための体制を確保します。

現状と課題
・市民の健康づくりの拠点、また福祉・保健・医療の連携拠点として、平成11（1999）年4月1日に川越市総合保健センターを開設しています。 ・平成15（2003）年4月1日に埼玉県で初の中核市に移行したことに伴い、川越市保健所が設置され、市民の健康と安全を守る拠点として、平成16（2004）年4月1日に現在の保健所施設が開設されました。 ・保健所及び総合保健センターの施設及び設備を適正に管理するとともに、施設の老朽化が進む中、計画的に修繕を実施していく必要があります。また、災害時や感染症対応等に備え、必要な機能を強化する必要があります。 ・保健に関わる業務を適正に管理するため、保健情報ネットワークシステム*1を構築しています。 ・さまざまな保健情報をより適正かつ効率的、効果的に運用できるように、システムを管理する必要があります。 ・専門職の資質向上を図るため、研修等を実施しています。業務量が増加する中、必要な研修等の機会を確保していく必要があります。 ・より多くの専門職を育成していくため、医師等の臨床研修、保健師学生等の実習の受入れなどを行っています。今後も継続した実習生等の受入れが必要となります。 ・国、県等の会議や研修等に参加するなど、公衆衛生の情報や動向の把握に努めるとともに、保健所内における情報及び課題の共有を図るため、連絡会議を開催しています。 ・感染症拡大時には、積極的疫学調査等の業務が保健所に集中するため、過重な負担の軽減が求められます。

取組施策（細施策）
1 施設の適正管理 ・保健所及び総合保健センターの施設及び設備を適正に管理します。 ・災害時や感染症対応等に備え、必要な機能の強化に努めます。 2 保健情報ネットワークシステムの運用、管理 ・保健情報ネットワークシステムのより適正かつ効率的、効果的な運用、管理に努めます。 3 保健所の体制強化 ・専門職の資質向上を図るため、必要な研修等の機会の確保に努めます。 ・より多くの専門職を育成していくため、継続して実習生等の受入れを行います。 ・国、県等の会議や研修等に参加するなど、公衆衛生の情報や動向の把握に努めます。また、保健所内における連絡会議を開催し、情報及び課題の共有を図ります。 ・感染症対応時には、保健所の体制を強化することにより、業務の負担軽減を図るとともに、適切かつ切れ目のない業務の実施に努めます。

第四次川越市保健医療計画				
基本目標	1	保健衛生の充実	施策中心課：	保健総務課
主要課題	1	保健所機能の充実	施策関係課：	
施 策	1	保健衛生の機能充実		

施策の目的
保健衛生施設等の整備や、専門職等の資質の向上を図り、適切な事業実施のための体制を確保します。

現状と課題
・市民の健康づくりの拠点、また福祉・保健・医療の連携拠点として、平成11（1999）年4月1日に川越市総合保健センターを開設しています。 ・平成15（2003）年4月1日に埼玉県で初の中核市に移行したことに伴い、川越市保健所が設置され、市民の健康と安全を守る拠点として、平成16（2004）年4月1日に現在の保健所施設が開設されました。 ・保健所及び総合保健センターの施設及び設備を適正に管理するとともに、施設の老朽化が進む中、計画的に修繕を実施していく必要があります。また、災害時や感染症対応等に備え、必要な機能を強化する必要があります。 ・保健に関わる業務を適正に管理するため、保健情報ネットワークシステム*1を構築しています。 ・さまざまな保健情報をより適正かつ効率的、効果的に運用できるように、システムを管理する必要があります。 ・専門職の資質向上を図るため、研修等を実施しています。業務量が増加する中、必要な研修等の機会を確保していく必要があります。 ・より多くの専門職を育成していくため、医師等の臨床研修、保健師学生等の実習の受入れなどを行っています。今後も継続した実習生等の受入れが必要となります。 ・国、県等の会議や研修等に参加するなど、公衆衛生の情報や動向の把握に努めるとともに、保健所内における情報及び課題の共有を図るため、連絡会議を開催しています。 ・感染症拡大時には、積極的疫学調査等の業務が保健所に集中するため、過重な負担の軽減が求められます。 ・保健師の保健活動は、地域特性を活かした健康づくりのほか、被災地派遣や新型コロナウイルス感染症への対応など、災害対策や健康危機管理にも積極的に関わり推進していく事が期待されています。

取組施策（細施策）
1 施設の適正管理 ・保健所及び総合保健センターの施設及び設備を適正に管理します。 ・災害時や感染症対応等に備え、必要な機能の強化に努めます。 2 保健情報ネットワークシステムの運用、管理 ・保健情報ネットワークシステムのより適正かつ効率的、効果的な運用、管理に努めます。 3 保健所の体制強化 ・専門職の資質向上を図るため、必要な研修等の機会の確保に努めます。 ・より多くの専門職を育成していくため、継続して実習生等の受入れを行います。 ・国、県等の会議や研修等に参加するなど、公衆衛生の情報や動向の把握に努めます。また、保健所内における連絡会議を開催し、情報及び課題の共有を図ります。 ・感染症対応時には、保健所の体制を強化することにより、業務の負担軽減を図るとともに、適切かつ切れ目のない業務の実施に努めます。 ・保健所に保健活動を統括する保健師（統括保健師）を配置し、保健活動全体を調整・支援して地域全体の健康水準の向上を図っています。

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	保健師研修会参加率	%	80	令和元年度	80	令和7年度
2	実習生等受入率（埼玉県による割振）	%	100	令和元年度	100	令和7年度
3						
4						
5						
6						

関係法令等	
関係法令	関係計画
・地域保健法 ・医師法 ・歯科医師法 ・看護師等の人材確保の推進に関する法律	・埼玉県地域保健医療計画

関係計画の概要及び関係計画における施策

用語
*1保健情報ネットワークシステム：主に総合保健センター向け対人業務に活用している情報システム。 未熟児や小児慢性特定疾病等の公費申請状況、予防接種の接種記録、成人のがん検診の結果、乳幼児健診の結果等を記録し、適正かつ効率的な業務執行ができる環境を提供。

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	保健師研修会参加率	%	92	令和6年度	93	令和12年度
2	実習生等受入率（埼玉県による割振）	%	100	令和6年度	100	令和12年度
3						
4						
5						
6						

関係法令等	
関係法令	関係計画
・地域保健法 ・医師法 ・歯科医師法 ・看護師等の人材確保の推進に関する法律 ・ 地域保健対策の推進に関する基本的な指針	・埼玉県地域保健医療計画 ・ 川越市感染症予防計画 ・ 川越市保健師活動指針

関係計画の概要及び関係計画における施策

用語
*1保健情報ネットワークシステム：主に総合保健センター向け対人業務に活用している情報システム。 未熟児や小児慢性特定疾病等の公費申請状況、予防接種の接種記録、成人のがん検診の結果、乳幼児健診の結果等を記録し、適正かつ効率的な業務執行ができる環境を提供。

第三次川越市保健医療計画				
基本目標	1	保健衛生の充実	施策中心課：	衛生検査課
主要課題	1	保健所機能の充実	施策関係課：	
施 策	2	検査機能の充実		

施策の目的
川越市保健所で実施する食品・水質・感染症等検査体制を確保します。

現状と課題
・食品等に関する理化学・微生物学的検査、食中毒等発生時における理化学・微生物学的等検査を行っています。 ・飲用水、プール水等、浴槽水等に対する水質検査を行っています。 ・感染症等発生時に患者や接触者に対する感染症検査を行っています。 ・乳幼児用繊維製品について、ホルムアルデヒドの含有に関する検査を行っています。 ・健康食品について、無承認無許可医薬品の含有に関する検査を行っています。 ・各種検査機器の老朽化等に対する更新整備を進める必要があります。

取組施策（細施策）
1 食品・水質・感染症等の検査 ・検査項目の見直しを行いながら、必要な検査を適正かつ迅速に行います。 ・人員配置、消耗品、検査機器等、各種検査に必要な体制の確保に努めます。 ・各種検査機器について、計画的な更新に努めます。

第四次川越市保健医療計画				
基本目標	1	保健衛生の充実	施策中心課：	衛生検査課
主要課題	1	保健所機能の充実	施策関係課：	
施 策	2	検査機能の充実		

施策の目的
川越市保健所で実施する食品・水質・感染症等検査体制を確保します。

現状と課題
・食品等に関する理化学・微生物学的検査、食中毒等発生時における理化学・微生物学的等検査を行っています。 ・飲用水、浴槽水等に対する水質検査を行っています。 ・感染症等発生時に患者や接触者に対する感染症検査を行っています。 ・乳幼児用繊維製品について、ホルムアルデヒドの含有に関する検査を行っています。 ・健康食品について、無承認無許可医薬品の含有に関する検査を行っています。 ・各種検査機器について、関係計画に従い、更新整備を進める必要があります。

取組施策（細施策）
1 食品・水質・感染症等の検査 ・検査項目の見直しを行いながら、必要な検査を適正かつ迅速に行います。 ・人員配置、消耗品、検査機器等、各種検査に必要な体制の確保に努めます。 ・各種検査機器について、計画的な更新に努めます。

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	食品等の検査	検査数（項目）	5,079	令和元年度	—	—
2	水質の検査	検査数（項目）	1,147	令和元年度	—	—
3	感染症等の検査	検査数（項目）	668	令和元年度	—	—
4	家庭用品等の検査	検査数（項目）	12	令和元年度	—	—
5	健康食品の無承認無許可医薬品の検査	検査数（項目）	48	令和元年度	—	—
6						

関係法令等	
関係法令	関係計画
・食品衛生法 ・水道法 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ・有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	

関係計画の概要及び関係計画における施策

用語

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	食品等の検査	検査数（項目）	4,406	令和6年度	—	—
2	水質の検査	検査数（項目）	1,056	令和6年度	—	—
3	感染症等の検査	検査数（項目）	1,038	令和6年度	—	—
4	家庭用品等の検査	検査数（項目）	12	令和6年度	—	—
5	健康食品の無承認無許可医薬品の検査	検査数（項目）	48	令和6年度	—	—
6						

関係法令等	
関係法令	関係計画
・食品衛生法 ・水道法 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ・有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	・川越市感染症予防計画 ・川越市保健所健康危機対処計画 （感染症対応マニュアル）

関係計画の概要及び関係計画における施策
計画名：川越市感染症予防計画 計画概要：感染症の予防のための施策の実施に関する計画 施策：第4 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上 計画名：川越市保健所健康危機対処計画（感染症対応マニュアル） 計画概要：新興感染症等の発生及びまん延時に対応するための人員・組織体制等の整備計画 施策：別冊 保健所における検査

用語

第三次川越市保健医療計画				
基本目標	1	保健衛生の充実	施策中心課：	保健予防課
主要課題	2	保健予防対策の推進	施策関係課：	
施 策	1	精神保健対策の推進		

施策の目的
市民のこころの健康づくりを推進します。

現状と課題
・社会環境や生活環境の変化、多様化等により、個人の精神的ストレスが増大し、さまざまなこころの健康問題が生じています。 ・特に、青年期におけるひきこもりや、中高年の自殺等が深刻な社会問題となっています。 ・平成28（2016）年4月の自殺対策基本法の改正においては、「自殺対策は生きることの包括的な支援」であることが明記され、保健、医療、福祉等の各分野と連携を図ることが求められています。 ・本市では、平成31（2019）年3月に「川越市自殺対策計画」を策定し、対策を推進しています。 ・少子高齢化が進む中で、健康寿命の延伸を実現するには、身体 の健康とともに、こころの健康を維持することが重要です。 ・こころの健康とは、自分の感情に気付いて表現できることや、状況に応じて適切に考えて現実的な問題解決ができること、他人や社会と建設的で良好な関係性を築けることなどを意味しており、健全な社会生活を送る上で、生活の質に大きく影響します。 ・こころの病気への対応には、個人を取り巻く周囲の人々の理解を深めるとともに、適切に対応できる受け皿づくりを充実させていく必要があります。

取組施策（細施策）
1 相談支援体制の充実 ・精神保健福祉士・保健師が、市民のこころの健康や精神保健福祉に関する相談を随時受け、問題解決に向けて支援します。また、地域で生活する精神障害者の社会復帰と自立を支援します。 2 精神保健に関する普及啓発 ・こころの健康や自殺に関する正しい知識について、リーフレットやポスター等により啓発するとともに、講演会や教室の開催により正しい知識の普及を図ります。 ・地域保健に関わる関係職員が、精神保健福祉に関する知識を深め、相談技術の向上と適切な連携が図れるよう研修を実施します。 ・市民の一人ひとりが周りの人の異変に気付いた際、身近なゲートキーパー*1として適切に行動できるようにゲートキーパーの役割が期待されるさまざまな分野において基礎的知識の普及を図ります。

第四次川越市保健医療計画				
基本目標	1	保健衛生の充実	施策中心課：	保健予防課
主要課題	2	保健予防対策の推進	施策関係課：	
施 策	1	精神保健対策の推進		

施策の目的
市民のこころの健康づくりを推進します。

現状と課題
・社会環境や生活環境の変化、多様化等により、個人の精神的ストレスが増大し、さまざまなこころの健康問題が生じています。こころの病気への対応には、個人を取り巻く周囲の人々の理解を深めるとともに、適切に対応できる人や場所を充実させていく必要があります。 ・精神障害のある人や精神保健に関する課題を抱える人の早期治療や、地域社会での自立と社会参加を促進するため、精神保健や自殺予防に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、精神科医療機関等の関係機関と連携した相談支援体制の充実を図る必要があります。 ・平成28年4月の自殺対策基本法の改正において、「自殺対策は生きることの包括的な支援」であることが明記されるとともに、令和4年10月の自殺総合対策大綱において、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す、とされています。 ・本市では、令和6年3月に「第二次川越市自殺対策計画」を策定し、自殺対策を総合的に推進しています。 ・ひきこもり状態にある方やその家族は、ひきこもりに至った原因や過程、ひきこもっている期間、抱えている問題などが様々であることから、包括的に支援を実施する必要があります。

取組施策（細施策）
1 相談支援体制の充実 ・精神保健福祉士・保健師が、市民のこころの健康や精神保健福祉に関する相談を随時受け、問題解決に向けて支援します。また、地域で生活する精神障害者の社会復帰と自立を支援します。 ・関係機関と連携した相談支援体制の充実を図ります。 2 精神保健に関する普及啓発 ・こころの健康、自殺、ひきこもり等に関する正しい知識について、リーフレットやポスター等により啓発するとともに、講演会や教室の開催により正しい知識の普及を図ります。 ・地域保健に関わる関係職員が、精神保健福祉に関する知識を深め、相談技術の向上と適切な連携が図れるよう研修を実施します。 ・市民の一人ひとりが周りの人の異変に気付いた際、身近なゲートキーパー*1として適切に行動できるようにゲートキーパーの役割が期待されるさまざまな分野において基礎的知識の普及を図ります。

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	市民向け普及啓発講演会の延べ参加人数	人	42	令和元年度	基準値以上	令和7年度
2	川越市自殺死亡率	人口10万人対	19.2	平成27年	14.1	令和5年
3						
4						
5						
6						

関係法令等	
関係法令	関係計画
・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ・自殺対策基本法 ・心神喪失者等医療観察法	・埼玉県自殺対策計画 ・川越市自殺対策計画

関係計画の概要及び関係計画における施策
計画名：川越市自殺対策計画 計画期間：令和元年度～令和5年度 概要：自殺対策基本法の改正を踏まえ、本市の自殺予防対策をさらに包括的に推進するため策定する。

用語
*1ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	普及啓発のための講演会等	回	5	令和6年度	5以上	令和12年度
2	川越市自殺死亡率	人口10万人対	14.5	令和6年	13.0以下	令和8年
3						
4						
5						
6						

関係法令等	
関係法令	関係計画
・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ・自殺対策基本法 ・心神喪失者等医療観察法	・第二次川越市自殺対策計画

関係計画の概要及び関係計画における施策
計画名：第二次川越市自殺対策計画 計画期間：令和6年度～令和10年度 概要：「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向けた自殺対策を包括的に推進するため策定する。

用語
*1ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

第三次川越市保健医療計画				
基本目標	1	保健衛生の充実	施策中心課：	保健予防課
主要課題	2	保健予防対策の推進	施策関係課：	
施 策	2	感染症予防対策の推進		

施策の目的
市内における、感染症のまん延を防止します。

現状と課題
・生活環境の改善や医学の進歩等により、近年では、国内における感染症の流行は著しく減少しました。 ・急激な国際化の影響を受けて、海外から日本に持ち込まれる、「インバウンド感染症」（例：デング熱、麻しん等）が、問題となっています。 ・全く新しい病原体による感染症のため、一度まん延すると世界的な流行となる「新興感染症」（例：新型コロナウイルス感染症）や、まん延が収まりつつあった感染症が再び流行する「再興感染症」（例：結核）が、問題となっています。 ・近年の抗H I V療法の進歩により、早期治療を開始した感染者は、健常者と同等の生活を送ることができるようになっていきます。 ・新規にH I Vの感染が判明した者のうち、既に発症している者が3割を占めています。 ・H I V感染症、エイズに関する知識については、原因不明で有効な治療法がなく、死に至る病であった時代の認識にとどまっている場合が見受けられます。 ・近年の日本国は、今なお年間約14,000人が結核患者として登録され、結核の「中まん延国」として位置付けられています。 ・結核発症者の年代が、高齢化しています。 ・医療機関や、介護施設等における、結核の集団発生が問題となっています。

取組施策（細施策）
1 感染症対策の推進 ・医療機関や施設等の職員に対し、感染症の予防のための研修等を実施するとともに、広報やホームページを活用し、市民に新しい情報を随時提供します。 ・感染症の発生時には、感染症法に基づく調査を実施し、患者に対して適切な医療の提供を行うとともに、接触者の健診等を実施します。 ・感染症の発生時行動マニュアルに基づいた訓練の実施及び防護服等の資機材を整備し、危機管理体制を整備します。 ・市内医療機関の協力のもと、感染症法に基づく感染症患者の発生状況を収集、報告し、還元されるデータに基づいて適切な予防措置を講じます。 2 エイズ対策の推進 ・H I V感染の早期発見が、患者本人の医療や、まん延防止に特に関係することから、適切な検査、相談体制により、検査機会の提供、正しい知識の普及啓発を行います。 ・主要な感染経路が性行為であることから、性に関する適切な意思決定及び行動選択に係る能力が形成過程にある青少年に対して、H I Vに関する知識の普及啓発を行います。 3 結核対策の推進 ・結核患者の発生時に調査を実施し、感染症診査協議会を開催し、適正な医療を提供します。また、患者の管理により再発を防止するとともに、結核のまん延防止を図ります。 ・接触者健診*1、管理検診*2を適切に実施し、結核の予防及び早期発見、再発防止を図ります。 ・私立学校等が行う結核の定期健康診断に補助を行い、受診率の向上を図ることで、患者の早期発見・早期治療及びまん延の防止を図ります。 ・結核患者の入院及び通院に係る医療費の公費負担により、適正な治療の徹底を推進し、結核のまん延防止を図ります。 ・市民や施設、医療機関等に対し、正しい知識の普及を図り、まん延を防止します。またD O T S*3事業により、結核患者の治療完了を目指し、再発防止を図ります。

第四次川越市保健医療計画				
基本目標	1	保健衛生の充実	施策中心課：	保健予防課
主要課題	2	保健予防対策の推進	施策関係課：	
施 策	2	感染症予防対策の推進		

施策の目的
市内における、感染症のまん延を防止します。

現状と課題
・新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、市民の生命、健康や生活に多大な影響を及ぼしました。国内外の人の往来が活発化しており、今後も新たな感染症等の発生・流行するリスクに備える必要があります。 ・近年の抗H I V療法の進歩により、早期治療を開始した感染者は、健常者と同等の生活を送ることができるようになっていきます。一方で、新規にH I Vの感染が判明した者のうち、既に発症している者が依然として約3割のまま推移しております。 ・近年、性感染症の中でも梅毒患者の増加が課題となっています。 ・わが国の結核のり患率は、令和3年にW H Oの定める「低まん延国」の基準を満たしましたが、一方で外国生まれの結核患者の増加、結核患者の高齢化等が課題となっています。

取組施策（細施策）
1 感染症対策の推進 ・感染症の発生時には、感染症法に基づく調査を実施し、患者が適切な医療を受けられるように支援するとともに、接触者の健診等を実施します。 ・既知の感染症や新興感染症、再興感染症のまん延防止のため、感染症に関する正しい知識の普及啓発を図ります。 ・川越市感染症予防計画や川越市保健所健康危機対処計画等に基づいた実践型訓練の実施、個人防護具等の資機材の整備、関係機関との連携等により、平時から危機管理体制を整備します。 2 エイズ等の性感染症対策の推進 ・H I V感染等の性感染症の早期発見が、患者本人の医療や、まん延防止のために重要であることから、適切な検査、相談体制により、検査機会の提供、正しい知識の普及啓発を推進します。 ・青少年への性感染症予防啓発を目的として、市内の中学生、保護者、教職員等を対象にH I V感染等の性感染症に関する知識の普及啓発に努めます。 3 結核対策の推進 ・結核患者の発生時に調査を実施し、感染症診査協議会を開催し、適正な医療を受けられるように支援します。また、D O T S*1等による患者への支援により再発を防止するとともに、結核のまん延防止を図ります。 ・接触者健診*2、管理検診*3を適切に実施し、結核の予防及び早期発見、再発防止を図ります。 ・私立学校等が行う結核の定期健康診断に費用補助を行い、受診率の向上に努め、患者の早期発見・早期治療及びまん延の防止を図ります。 ・外国籍を含めた市民や施設、医療機関等に対し、正しい知識の普及を図り、まん延を防止します。

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	結核り患率【人口10万対】	—	9.9	令和元年12月	10.0以下	令和7年12月
2						
3						
4						
5						
6						

関係法令等	
関係法令	関係計画
・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ・感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 ・特定感染症予防指針	・埼玉県感染症予防計画 ・川越市教育振興基本計画

関係計画の概要及び関係計画における施策

用語
*1接触者健診：積極的疫学調査により判明した、感染症患者と接触がある者に対する健康診断。まん延防止や早期発見を目的とする。 *2管理検診：結核の治療が終了した者に対する、定期的な検査・診断。結核の再発を防止するために、治療の終了から2年の期間で実施。 *3DOTS：直接服薬確認療法の略。服薬状況の確認や服薬支援を通じて、結核患者に確実に抗結核薬を服用させることで、結核のまん延を防止するとともに、多剤耐性結核の発生を防止する。

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	感染症の研修会・訓練の実施回数	回	3	令和6年度	5	令和12年度
2						
3						
4						
5						
6						

関係法令等	
関係法令	関係計画
・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ・感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 ・特定感染症予防指針	・川越市感染症予防計画 ・川越市保健所健康危機対処計画（感染症対応マニュアル） ・川越市新型インフルエンザ等対策行動計画

関係計画の概要及び関係計画における施策
・川越市感染症予防計画 概要：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第10条第14項に基づき、川越市における感染症を予防するための施策の実施に関して、策定されたものです。 ・川越市保健所健康危機対処計画 概要：新興感染症等の発生及びまん延時に迅速に対応できる保健所の人員・組織体制等を整備することで、市民の生命及び健康を守ることを目的として策定するものです。 ・川越市新型インフルエンザ等対策行動計画 概要：本市区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、本市が実施する措置等を示すものです。

用語
*1DOTS：直接服薬確認療法の略。服薬状況の確認や服薬支援を通じて、結核患者に確実に抗結核薬を服用させることで、結核のまん延を防止する。 *2接触者健診：積極的疫学調査により判明した、感染症患者と接触がある者に対する健康診断。まん延防止や早期発見を目的とする。 *3管理検診：結核の治療が終了した者に対する、定期的な検査・診断。結核の再発を防止するために、治療の終了から2年の期間で実施。

第三次川越市保健医療計画				
基本目標	1	保健衛生の充実	施策中心課：	食品・環境衛生課
主要課題	3	生活衛生対策の推進	施策関係課：	
施 策	1	食の安全の確保		

施策の目的
食品営業施設等の監視及び指導を行うとともに、食品衛生に関する正しい知識の普及に努めることにより、市民の食の安全・安心を確保します。

現状と課題
・食品の製造業や販売業、飲食店営業等に対して、食品衛生法の規定による許可業務及び届出業務を行っています。 ・食品営業施設等に対する監視・指導を行っています。 ・食品衛生法改正により、H A C C P*1に沿った衛生管理が、原則すべての食品等事業者に対し義務化されることを踏まえ、H A C C Pに沿った衛生管理の普及啓発及び導入の確認が必要となります。 ・また、食品製造技術の高度化、食品流通の広域化、食品の多様化等により食品事故も大規模化、広域化する傾向にあるため、専門的・効果的な指導が必要となります。 ・食の安全を守るために、市内で製造されたものを中心に、収去検査*2を行っています。 ・食品衛生法には、食品又は添加物に成分規格が定められており、規格を逸脱した食品等の製造・販売は禁止されています。このため、収去検査を行い食品の安全性を確認する必要があります。 ・食中毒予防や食品衛生に関することなどについて、市民や事業者に対する普及啓発及び相談の受付を行っています。 ・食中毒や食品への異物混入等の事案が発生しており、市民の食の安全への関心も高まっています。食品等事業者に対する衛生指導の実施とともに、市民に対する正しい食品衛生知識の普及啓発を図る必要があります。

取組施策（細施策）
1 食品営業施設等の監視・指導 ・食品等事業者に対する専門的かつ効果的な監視指導を実施します。また併せてH A C C P 導入の推進を図ります。 2 食品の収去検査 ・市内で生産、製造及び加工等される食品等について、危害発生の可能性が高いと考えられる食品等及び検査項目に重点を置いて、収去検査を実施します。 3 食品衛生の普及啓発 ・食品等事業者や市民に対し、食中毒予防等の食品衛生に関する情報を提供します。 ・食品等事業者に対しては、食品衛生に関する新しい知見の習得のための講習会を実施し、市民向けには食中毒予防、食品表示の見方等、市民の希望するテーマに沿った情報の提供を実施し、正しい食品衛生知識の普及・啓発を図ります。

第四次川越市保健医療計画				
基本目標	1	保健衛生の充実	施策中心課：	食品・環境衛生課
主要課題	3	生活衛生対策の推進	施策関係課：	
施 策	1	食の安全の確保		

施策の目的
食品営業施設等の監視及び指導を行うとともに、食品衛生に関する正しい知識の普及に努めることにより、市民の食の安全・安心を確保します。

現状と課題
・食品の製造業や販売業、飲食店営業等に対して、食品衛生法の規定による許可業務及び届出業務を行っています。 ・食品営業施設等に対する監視・指導を行っています。 ・食品衛生法改正により、H A C C P*1に沿った衛生管理が、原則すべての食品等事業者に対し義務化されたことを踏まえ、H A C C Pに沿った衛生管理の普及啓発及び実施状況の確認を行い、指導・助言を行っています。 ・また、食品製造技術の高度化、食品流通の広域化、食品の多様化等により食品事故も大規模化、広域化する傾向にあるため、専門的・効果的な指導が必要となります。 ・食の安全を守るために、市内で製造されたものを中心に、収去*2検査を行っています。 ・食品衛生法には、食品又は添加物に成分規格が定められており、規格を逸脱した食品等の製造・販売は禁止されています。このため、収去検査を行い食品の安全性を確認する必要があります。 ・食中毒予防や食品衛生に関することなどについて、市民や事業者に対する普及・啓発及び相談の受付を行っています。 ・食中毒や食品への異物混入等の事案が発生しており、市民の食の安全への関心も高まっています。食品等事業者に対する衛生指導の実施とともに、市民に対する正しい食品衛生知識の普及・啓発を図る必要があります。

取組施策（細施策）
1 食品営業施設等の監視・指導 ・食品等事業者に対する専門的かつ効果的な監視指導を実施します。また併せてH A C C P に沿った衛生管理の推進を図ります。 2 食品の収去検査 ・市内で生産、製造及び加工等される食品等について、危害発生の可能性が高いと考えられる食品等及び検査項目に重点を置いて、収去検査を実施します。 3 食品衛生の普及・啓発 ・食品等事業者や市民に対し、食中毒予防等の食品衛生に関する情報を提供します。 ・食品等事業者に対しては、食品衛生に関する新しい知見の習得のための講習会を実施し、市民向けには食中毒予防、食品表示の見方等、市民の希望するテーマに沿った情報の提供を実施し、正しい食品衛生知識の普及・啓発を図ります。

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	監視における違反施設発見数	件	40	令和元年度	24	令和7年度
2	食品等収去検査における試験検査不適数	検体	3	令和元年度	3	令和7年度
3	食中毒の発生件数	件	2	令和元年度	0	令和7年度
4						
5						
6						

関係法令等	
関係法令	関係計画
・食品衛生法　・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律　・と畜場法　・食品表示法　・川越市食品衛生法施行条例	・川越市食品衛生監視指導計画

関係計画の概要及び関係計画における施策
計画名：令和3年度川越市食品衛生監視指導計画 計画期間：令和3年度 概要：市民の食の安全・安心を確保することを目的として、重点的、効率的かつ効果的な監視指導を行うため策定する。

用語
*1HACCP（ハサップ）：食品衛生法の改正により制度化された衛生管理の手法であり、ハザード（危害物質）を特定し、管理方法を決め、その記録を残すこと。 *2収去検査：食品衛生法に基づき、食品衛生監視員が市内で流通する食品等を製造所や販売店等から、検査のために必要な量の食品を採取し検査を行うこと。

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	監視における違反施設発見数	件	9	令和4年度～令和6年度の平均値	9以下	令和12年度
2	食品等収去検査における試験検査不適数	検体	0	令和4年度～令和6年度の平均値	0	令和12年度
3	食中毒の発生件数	件	2	令和4年度～令和6年度の平均値	2以下	令和12年度
4						
5						
6						

関係法令等	
関係法令	関係計画
・食品衛生法　・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律　・と畜場法　・食品表示法　・川越市食品衛生法施行条例	・川越市食品衛生監視指導計画

関係計画の概要及び関係計画における施策
計画名：川越市食品衛生監視指導計画（各年度作成） 計画期間：各年度1年間 概要：市民の食の安全・安心を確保することを目的として、重点的、効率的かつ効果的な監視指導を行うため策定する。

用語
*1HACCP（ハサップ）：食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを継続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理手法のこと。 *2収去：食品衛生法又は食品表示法に基づき、試験の用に供するために食品衛生監視員が営業者から必要最小限の食品、添加物等の提供を受けること。

第三次川越市保健医療計画				
基本目標	1	保健衛生の充実	施策中心課：	食品・環境衛生課
主要課題	3	衛生的な住環境の確保	施策関係課：	
施 策	2	衛生的な住環境の確保		

施策の目的
生活衛生施設の監視・指導を行うとともに、動物愛護・適正飼養の普及・啓発に努め、衛生的な住環境を確保します。

現状と課題
・理・美容業、クリーニング業、ホテル・旅館業など生活衛生関係営業に対して、個別の業法の規定による許可業務を行っています。 ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、維持管理上特に配慮が必要な3,000㎡以上の面積を有する特定建築物に対して、届出の受理や指導を行っています。 ・生活衛生施設は、クリーニング所の施設数が減少傾向にあるものの、特に美容所の施設数の多さ及び増加傾向が顕著にみられます。他の業態の施設数は横ばいか、微増の傾向がみられます。 ・旅館業の施設数は、主に外国人や市外からの訪問客数が増加傾向にあることを受けて、毎年増加しているものと考えられます。 ・今後も継続して生活衛生施設に対する適切な監視指導の実施が求められます。 ・東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を前に、令和元（2019）年度には市内のほぼすべてのホテル・旅館、簡易宿所に対して監視指導を実施しました。大会終了後も、適正な管理運営の維持が求められます。 ・全国的に公衆浴場を原因とするレジオネラ症患者の発生は少ないものの、重篤な健康被害につながるおそれがあることから、衛生指導が必要です。 ・動物の取り扱いを行う事業者に対して、動物の愛護及び管理に関する法律の規定による登録業務を行っています。 ・犬及び猫の所有権放棄による引取り頭数は、年度によって変動がみられるものの、猫の頭数が犬と比較して10数倍ほど多い年がありました。 ・飼い主のいない猫に対する無責任な給餌・給水、飼養能力を超える頭数の飼養、安易な飼養の開始等が、結果的に猫の引取り件数の増加を引き起こしていると考えられます。 ・飼い主のいない猫が増加し続けた場合、糞尿による悪臭、害虫の発生、動物の毛の周辺住宅への飛散等、地域の住環境悪化に発展することが予想されます。

取組施策（細施策）
1 生活衛生施設の衛生水準の維持・向上 ・市内の生活衛生施設に対して適切に監視指導を実施できるよう監視指導計画を立案し、定期的に効果的、効率的な監視指導を実施します。 ・衛生水準の向上に熱心に取り組む事業者を表彰することにより、衛生意識の高揚を図ります。 2 犬や猫の適正飼養・終生飼養の推進 ・衛生的な住環境を確保するため、市民に対し、動物愛護精神の涵養や適正飼養の推進を図ります。 ・飼い主のいない猫の繁殖抑制を図るため、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対する補助金交付事業を推進していきます。

第四次川越市保健医療計画				
基本目標	1	保健衛生の充実	施策中心課：	食品・環境衛生課
主要課題	3	衛生的な住環境の確保	施策関係課：	
施 策	2	衛生的な住環境の確保		

施策の目的
生活衛生施設の監視・指導を行うとともに、動物愛護・適正飼養の普及・啓発に努め、衛生的な住環境を確保します。

現状と課題
・理・美容業、クリーニング業、ホテル・旅館業など生活衛生関係営業に対して、個別の業法の規定による許可業務を行っています。 ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、維持管理上特に配慮が必要な3,000㎡以上の面積を有する特定建築物に対して、届出の受理や指導を行っています。 ・生活衛生施設は、クリーニング所の施設数が減少傾向にあるものの、美容所をはじめとした他の業態の施設数は、横ばいか微増の傾向がみられます。 ・旅館業の施設数は、主に外国人や市外からの訪問客数が増加傾向にあることを受けて、毎年増加しているものと考えられます。 ・今後も継続して生活衛生施設に対する適切な監視指導の実施が求められます。 ・全国的に公衆浴場を原因とするレジオネラ症患者の発生は少ないものの、重篤な健康被害につながるおそれがあることから、衛生指導が必要です。 ・動物の取り扱いを行う事業者に対して、動物の愛護及び管理に関する法律の規定による登録業務を行っています。 ・犬及び猫の所有権放棄による引取り頭数は、年度によって変動がみられるものの、過去には猫の頭数が犬と比較して10数倍ほど多い年がありました。 ・飼い主のいない猫に対する無責任な給餌・給水、飼養能力を超える頭数の飼養、安易な飼養の開始等が、結果的に猫の引取り件数の増加を引き起こしていると考えられます。 ・飼い主のいない猫が増加し続けた場合、糞尿による悪臭、害虫の発生、動物の毛の周辺住宅への飛散等、地域の住環境悪化に発展することが予想されます。

取組施策（細施策）
1 生活衛生施設の衛生水準の維持・向上 ・市内の生活衛生施設に対して適切に監視指導を実施できるよう監視指導計画を立案し、定期的に効果的、効率的な監視指導を実施します。 ・衛生水準の向上に熱心に取り組む事業者を表彰することにより、衛生意識の高揚を図ります。 2 犬や猫の適正飼養・終生飼養の推進 ・衛生的な住環境を確保するため、市民に対し、動物愛護精神の涵養や適正飼養の推進を図ります。 ・飼い主のいない猫の繁殖抑制を図るため、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対する補助金交付事業を推進していきます。

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	生活衛生施設の監視指導実施率（全業態平均値）	%	17	令和元年度	19	令和7年度
2	犬・猫の殺処分数	頭	1	令和元年度	0	令和7年度
3						
4						
5						
6						

関係法令等	
関係法令	関係計画
・理容師法　・美容師法　・旅館業法　・墓地、埋葬等に関する法律　・公衆浴場法　・興行場法　・化製場等に関する法律 ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律 ・狂犬病予防法　・動物の愛護及び管理に関する法律　・埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例　・川越市動物の愛護及び管理に関する法律施行条例	・埼玉県動物愛護管理推進計画

関係計画の概要及び関係計画における施策

用語

施策指標							
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点	引用元
1	生活衛生施設の監視指導実施率（全業態平均値）	%	16	令和6年度	18	令和12年度	
2	犬・猫の殺処分数	頭	1	令和6年度	0	令和12年度	
3							
4							
5							
6							

関係法令等	
関係法令	関係計画
・理容師法　・美容師法　・旅館業法　・墓地、埋葬等に関する法律　・公衆浴場法　・興行場法　・化製場等に関する法律 ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律 ・狂犬病予防法　・動物の愛護及び管理に関する法律　・埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例　・川越市動物の愛護及び管理に関する法律施行条例	・川越市生活衛生関係営業施設監視指導計画 ・埼玉県動物愛護管理推進計画（県）

関係計画の概要及び関係計画における施策
計画名：川越市生活衛生関係営業施設監視指導計画 計画期間：各年度1年間 概要：市内の生活衛生関係営業施設における衛生管理の徹底を図るため、適切に監視指導を実施できるよう策定する。 計画名：埼玉県動物愛護管理推進計画 計画期間：令和3年度から令和12年度までの10年間 概要：動物の愛護及び管理に関する法律第5条に基づき環境大臣が定める基本指針に即して、同法第6条に基づき埼玉県内における施策を推進するために埼玉県が策定するもの。実施対象区域については、県内の政令指定都市及び中核市を含む。

用語

第三次川越市保健医療計画				
基本目標	2	健康づくりの推進	施策中心課：	健康管理課
主要課題	1	予防接種の推進	施策関係課：	
施 策	1	予防接種の推進		

施策の目的
市民の健康を保持するため、予防接種を実施し、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防します。

現状と課題
・予防接種法に基づき、乳幼児や児童等に対し、定期接種を実施しています。 ・令和 2（2020）年度の乳幼児や児童等への定期接種は、B 型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合（ジフテリア、破傷風、百日せき、不活化ポリオ）、二種混合（ジフテリア、破傷風）、B C G、麻しん風しん混合、水痘（水ぼうそう）、日本脳炎、H P V（ヒトパピローマウイルス感染症）を実施しており、令和 2（2020）年10月からロタウイルスが始まりました。 ・乳幼児については、人口が減少傾向にありますが、予防接種の種類は増加しており、適正に対応する必要があります。 ・高齢者肺炎球菌の定期接種及び任意接種、高齢者インフルエンザ予防接種（定期接種）の接種費用の一部を助成しています。 ・風しんについて、妊娠を希望する女性及びパートナー等や、令和 6（2024）年度までの事業として、予防接種法で定める年代の男性に対し、抗体検査及び検査で抗体価の低かった方が受ける予防接種の費用を助成しています。 ・高齢者については、人口が増加傾向にあり、接種件数の増加が見込まれており、適切に対応する必要があります。 ・予防接種に関する情報について、ホームページや健康づくりスケジュールを通じて、市民への提供に努めています。 ・予防接種法において勧奨することとされている予防接種について、必要な勧奨を行っています。 ・新型コロナウイルスワクチンなど、国がまん延予防上緊急の必要があると認めるときに行う臨時の予防接種に対し、適正に対応する必要があります。 ・予防接種等を受けた者が健康被害を受けた場合に、予防接種法で定められた給付を行い、救済を図る必要があります。

取組施策（細施策）
1 子どもへの予防接種 ・予防接種法に基づき、乳幼児や児童等を対象とした予防接種を適正に実施します。
2 大人への予防接種等 ・予防接種法等に基づき、高齢者を対象とした予防接種を適正に実施します。 ・任意の予防接種等について、国の動きや社会状況等を踏まえ、必要な対応に努めます。
3 予防接種の適正な実施等 ・市民が正しい理解のもとに予防接種を受けられるように、予防接種に関する啓発及び知識の普及を図ります。 ・予防接種法に基づき、予防接種について、必要な勧奨を行います。 ・臨時の予防接種について、関係機関と連携を図りながら、適正に実施します。 ・予防接種健康被害者に対し、予防接種法で定められた給付を行い、救済を図ります。

第四次川越市保健医療計画				
基本目標	2	健康づくりの推進	施策中心課：	健康管理課
主要課題	1	予防接種の推進	施策関係課：	
施 策	1	予防接種の推進		

施策の目的
市民の健康を保持するため、予防接種を実施し、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防します。

現状と課題
・予防接種法に基づき、乳幼児や児童等に対し、定期接種を実施しています。 ・令和 7（2025）年度の乳幼児や児童等への定期接種は、ロタウイルス、B 型肝炎、小児用肺炎球菌、五種混合（ジフテリア、破傷風、百日せき、不活化ポリオ、ヒブ）、二種混合（ジフテリア、破傷風）、B C G、麻しん風しん混合、水痘（水ぼうそう）、日本脳炎、H P V（ヒトパピローマウイルス感染症）を実施しています。 ・乳幼児については、人口が減少傾向にありますが、予防接種の種類は増加しており、適正に対応する必要があります。 ・高齢者肺炎球菌の定期接種及び任意接種、高齢者インフルエンザ予防接種（定期接種）、高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種（定期接種）、高齢者帯状疱疹予防接種（定期接種）の接種費用の一部を助成しています。 ・風しんについて、妊娠を希望する女性及びパートナー等や、令和 6（2024）年度までの事業として実施されていた予防接種法で定める年代の男性に対し、抗体検査及び検査で抗体価の低かった方を対象に一定の要件のもと予防接種の費用を助成しています。 ・高齢者については、人口が増加傾向にあり、接種件数の増加が見込まれており、適切に対応する必要があります。 ・予防接種に関する情報について、ホームページや健康づくりスケジュールを通じて、市民への提供に努めています。 ・予防接種法において勧奨することとされている予防接種について、必要な勧奨を行っています。 ・新型コロナウイルスワクチンなど、国がまん延予防上緊急の必要があると認めるときに行う臨時の予防接種に対し、適正に対応する必要があります。 ・予防接種等を受けた者が健康被害を受けた場合に、予防接種法で定められた給付を行い、救済を図る必要があります。

取組施策（細施策）
1 子どもへの予防接種 ・予防接種法に基づき、乳幼児や児童等を対象とした予防接種を適正に実施します。
2 大人への予防接種等 ・予防接種法等に基づき、高齢者を対象とした予防接種を適正に実施します。 ・任意の予防接種等について、国の動きや社会状況等を踏まえ、必要な対応に努めます。
3 予防接種の適正な実施等 ・市民が正しい理解のもとに予防接種を受けられるように、予防接種に関する啓発及び知識の普及を図ります。 ・予防接種法に基づき、予防接種について、必要な勧奨を行います。 ・臨時の予防接種について、関係機関と連携を図りながら、適正に実施します。 ・予防接種健康被害者に対し、予防接種法で定められた給付を行い、救済を図ります。

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	乳幼児の定期予防接種接種率	%	97.07	令和元年度	98.00	令和7年度
2						
3						
4						
5						
6						

関係法令等	
関係法令	関係計画
・ 予防接種法	・ 予防接種に関する基本計画

関係計画の概要及び関係計画における施策

用語

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	乳幼児の定期予防接種接種率	%	90.54	令和6年度	95	令和12年度
2						
3						
4						
5						
6						

関係法令等	
関係法令	関係計画
・ 予防接種法	・ 予防接種に関する基本的な計画

関係計画の概要及び関係計画における施策
予防接種の総合的、計画的な推進に関する基本的な方向、国や地方公共団体その他関係者の役割分担、予防接種施策の目標、研究開発推進やワクチンの供給確保に関する施策等、8項目が位置づけられている。 感染症の発生及びまん延の予防の観点から、集団予防を目的とする定期の予防接種について高い接種率が求められるため、国、市町村等の関係者は接種率の向上のための取組を進めるとされているが、目標とすべきワクチンごとの接種率については、各ワクチンが対象とする疾患の予防対策における、ワクチンの意義や位置付けを踏まえた検討を進めると記載されている。

用語

第三次川越市保健医療計画				
基本目標	2	健康づくりの推進	施策中心課：	母子保健課
主要課題	2	母子保健の充実	施策関係課：	
施 策	1	母子保健の充実		

施策の目的
安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行い、妊娠、出産、子育て期にわたる母子保健の充実を図ります。

現状と課題
・子育て世帯の核家族化や地域におけるコミュニティの希薄化など、妊産婦が孤立や不安を感じやすい環境となっています。 ・市民にわかりやすい相談窓口を設置し、利用者の視点に立った妊娠・出産・子育てに関する支援を行う必要があります。 ・子どもの数が減少し、子どもに接する機会が少ないため、子育てのイメージがつかないまま子どもを迎え、育児不安を感じやすい環境となっています。 ・妊産婦等が妊娠・出産・育児をイメージできるよう相談支援を行う必要があります。 ・出産直後の母子に対して、心身のケアや育児サポート等のきめ細かな支援を行う必要があります。 ・地域の母親同士の仲間づくりを促し、安心して育児に臨めるようサポートする必要があります。 ・すべての産婦・乳児に対して、家庭訪問を行い、子育て支援に関する相談や情報提供を行う必要があります。 ・乳児期は、身近にいる特定の大人との愛着形成*により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期です。 ・乳幼児の身体発達・精神発達を確認し、子どもの健全育成と保護者の育児不安の解消を図る必要があります。

取組施策（細施策）
1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の整備 ・市民にわかりやすい相談窓口を設置し、専門知識を活用しながら利用者の視点に立った妊娠・出産・子育てに関する支援を行います。 ・妊産婦、乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握するために、市内医療機関、保育園、地域子育て支援等の関係機関との連携を強化していきます。 2 妊産婦の不安の軽減と孤立感の解消 ・母子に対して心身のケアや育児サポート等のきめ細かな支援を行い、育児不安の解消や母子の孤立化・児童虐待の予防につなげるため、産後ケア事業を実施します。 ・子育て経験者が、相談支援を行い、地域の母親同士の仲間づくりを促し、安心して育児に臨めるよう産前・産後サポート事業を実施します。 ・すべての産婦・乳児に対して、家庭訪問を行い子育て支援に関する相談や情報提供を行う「乳児家庭全戸訪問事業」を実施します。 3 子どもの健全育成、保護者の育児不安の解消 ・乳幼児の身体発育・精神発達の両面から乳幼児健康診査、新生児聴覚検査及び健康相談事業を行います。

第四次川越市保健医療計画				
基本目標	2	健康づくりの推進	施策中心課：	母子保健課
主要課題	2	母子保健の充実	施策関係課：	
施 策	1	母子保健の充実		

施策の目的
安心してこどもを生み、健やかに育てることができるよう、各種健診や訪問指導等の実施、相談体制の充実を通じて、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行うことにより、母子の健康の増進を図ります。

現状と課題
・子育て世帯の核家族化や地域のつながりの希薄化など、妊産婦が孤立や不安を感じやすい環境となっている ことから、母子保健分野の取組に関するきめ細かな対応が求められます。 ・特に、妊娠から産後2週間未満までの妊産婦の多くが不安や負担感を抱いていることや、児童虐待による死亡事例（心中以外）の約半数が0歳児（うち25%は0か月児）であることなどを踏まえると、妊娠期からの切れ目ない支援と産前・産後ケアの拡充は急務となっています。 ・本市では、令和6年4月1日に「こども家庭センター」を設置し、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握するとともに、妊産婦や保護者等からの相談を受け、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整を行っています。 ・令和5年12月22日に策定された「こども大綱」において、不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進することが掲げられました。 ・母子保健の充実として、妊娠・出産に主眼を置いたプレコンセプションケアを推進する必要があります。

取組施策（細施策）
1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の整備 ・「こども家庭センター」の母子保健部門として、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握するとともに、妊産婦や保護者等からの相談を受け、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整を行います。 2 妊産婦の不安の軽減と孤立感の解消 ・母子に対して保健指導、授乳指導、心身のケア及び育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う「産後ケア事業」を実施します。 ・妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、子育て経験者による相談や情報交換の場の提供により、相談支援を行う「産前・産後サポート事業」を実施します。 ・専門職（保健師、助産師）が、生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育て支援に関する相談や情報提供、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整を行う「乳児家庭全戸訪問事業」を実施します。 3 子どもの健全育成、保護者の育児不安の解消 ・乳幼児を対象に身体発育・精神発達の両面から健診や相談支援を行い、こどもの健全育成を図るとともに、保護者の育児不安の解消を図る「乳幼児健康診査」を実施します。 4. 妊娠・出産に主眼を置いたプレコンセプションケアの推進 ・若者やその保護者、関係者への性や妊娠に関する正しい知識の更なる普及を図ります。

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	乳児家庭全戸訪問事業の訪問件数	件	2,296	令和元年度	2,359	令和6年度
2	産前・産後サポート事業の実施回数	回	6	令和元年度	20	令和6年度
3	利用者支援事業（母子保健型）の開設箇所数	箇所	1	令和元年度	2	令和6年度
4	産後ケア事業の利用者数（延べ）	人	29	令和元年度	40	令和6年度
5	乳幼児健康診査の受診率	%	4か月95.9% 1歳半96.6% 3歳93.7%	令和元年度	4か月96% 1歳半97% 3歳95%	令和6年度
6		回	27	令和元年度	30	令和6年度

関係法令等	
関係法令	関係計画
・母子保健法 ・児童福祉法 ・子ども・子育て支援法	・川越市子ども・子育て支援事業計画 ・健康かわごえ推進プラン

関係計画の概要及び関係計画における施策
【関係計画における施策】 計画名：第2期川越市子ども・子育て支援事業計画 計画期間：令和2年度～令和6年度 施策：家庭訪問型子育て支援事業（ホームスタート） ・6歳以下の未就学児がいる家庭に研修を受けた家庭訪問型子育て支援ボランティアが訪問して子育て支援を行う事業を実施します。 ※本文より一部抜粋 【関係計画の概要】 計画名：健康かわごえ推進プラン（第2次） 計画期間：令和2年度～令和6年度 概要：新たな社会状況の変化や健康課題等に対応し、本市のさらなる健康づくりを推進するため策定する。

用語
*愛着形成：子どもが親などの特定の他者に対して情愛的なきずなを持ち、自己肯定感など心の発達の基盤を育むこと。

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	乳児家庭全戸訪問事業の利用実績に対する提供体制の確保（確保量）	人	実績：2,089人 確保量：2,089人	令和5年度	確保量-利用実績≥0	令和11年度
2	産前・産後サポート事業の参加者数	人	259人	令和5年度	480人	各年度
3	産後ケア事業の利用実績に対する提供体制の確保（確保量）	人	実績：138人	令和5年度	確保量-利用実績≥0	令和11年度
4	乳幼児健康診査の受診率（未受診者の状況把握を含む）	%	4か月 96.4% 1歳半 97.5% 3歳 96.5%	令和5年度	4か月 100% 1歳半 100% 3歳 100%	令和11年度
5						
6						

関係法令等	
関係法令	関係計画
・母子保健法 ・子ども・子育て支援法 ・児童福祉法	・川越市こども計画

関係計画の概要及び関係計画における施策
計画名：川越市こども計画 計画期間：令和7年度～令和11年度 施策の概要：妊娠期からの切れ目ない支援と親子のふれあいの機会の充実 健やかな成長のための保健対策の推進

用語

第三次川越市保健医療計画				
基本目標	2	健康づくりの推進	施策中心課：	健康づくり推進課
主要課題	3	健康寿命の延伸	施策関係課：	
施 策	1	健康づくりの推進		

施策の目的
健康への意識や生活習慣の改善を促進し、健康寿命の延伸を図ります。

現状と課題
・市民の健康寿命が延伸傾向にある一方で、三大生活習慣病等の疾患は、本市の死因の多数を占めています（第2章第2節（4）及び第2章第3節（2）参照）。 ・市民を取り巻く社会状況の変化や健康課題等に対応するため、本市では、令和2（2020）年3月に「健康かわごえ推進プラン（第2次）（第3次健康日本21・川越市計画、第3次川越市食育推進計画、第2次川越市歯科口腔保健計画）」を策定し、健康寿命日本一を目指して、市や地域、関係機関等が連携・協働して、市民の健康づくりを推進しています。 ・「食事」「運動」「健（検）診」をテーマに掲げ、市民が主役の健康づくりを推進する「ときも健康プロジェクト いきいき川越大作戦」を展開しています。 ・ライフステージごとの特徴に応じた健康づくりに取り組む必要があります。 ・健康無関心層*を含めたすべての市民の健康づくりを推進するため、関係機関等と連携し、健康づくりを支援するための環境を整備する必要があります。

取組施策（細施策）
1 ライフステージに応じた健康づくり ・乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた健康づくりを支援します。 ・広報やホームページ、イベント、講座等を通じて、市民への健康に関する正しい知識の啓発を図ります。 ・健康教育を行うことにより、市民の自主的な健康の保持増進を支援するとともに、健康相談を行うことで、健康に関する不安を取り除き、日常生活の見直しを支援します。 2 関係機関等と連携した健康づくり ・地域で活動する健康づくり関係団体の育成や活動を支援します。 ・健康づくり関係団体との協働により、健康講座等の健康づくり事業を行います。 3 市民の健康を支えるための環境整備 ・市民が健康づくりに取り組みやすい環境づくりを目指し、健康づくり関係団体の育成や、自主的に健康づくりに取り組むグループを支援します。 ・働き世代や子育て世代等の健康無関心層が、日常生活の中で手軽に健康づくりに取り組める環境を企業等と連携して整備することにより、市民の主体的な取組を促します。

施策指標		単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
No.	指標					
1	健康寿命（男性）	年	17.61	平成30年	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	令和6年
2	健康寿命（女性）	年	20.17	平成30年		令和6年
3	意識的に身体を動かしている人の割合	%	65.6	平成30年度	70以上	令和6年度
4	睡眠により疲れが取れていない人の割合	%	17.6	平成30年度	15以下	令和6年度
5	喫煙率（成人）	%	13.5	平成30年度	12以下	令和6年度
6						

第四次川越市保健医療計画					
基本目標	2	健康づくりの推進	施策中心課：	健康づくり推進課	
主要課題	3	健康寿命の延伸	施策関係課：		
施 策	1	健康づくりの推進			

施策の目的
健康への意識や生活習慣の改善を促進し、健康寿命の延伸を図ります。

現状と課題
・市民の健康寿命が延伸傾向にある一方で、三大生活習慣病等の疾患は、本市の死因の約半数を占めています。 ・市民を取り巻く社会状況の変化や健康課題等に対応するため、本市では、令和7（2025）年3月に「健康かわごえ推進プラン（第3次）（第4次健康日本21・川越市計画、第4次川越市食育推進計画、第3次川越市歯科口腔保健計画）」を策定し、健康寿命の延伸を目指し、市や地域、関係機関等が連携・協働して、市民の健康づくりを推進しています。 ・ライフステージごとの特徴に応じた健康づくりに取り組むことに加え、人の生涯を経時的に捉えたライフコースアプローチの観点を取り入れた健康づくりを推進することが重要です。 ・健康に関心の薄い層を含めたすべての市民の健康づくりを推進するため、関係機関等と連携し、健康づくりを支援するための環境を整備する必要があります。

取組施策（細施策）
1 ライフステージ等に応じた健康づくり ・それぞれのライフステージに加え、女性については、女性ホルモンの影響やライフイベントの影響も考慮し、市民一人ひとりの生涯を経時的に捉え健康づくりを支援します。 ・オンラインやアプリケーションなどのデジタルを活用したり、公式ホームページやSNS等を活用するなど、正しい健康情報が容易に入手・活用できる基盤構築を行います。 2 関係機関等と連携した健康づくり ・地域で活動する健康づくり関係団体の育成や活動を支援します。 ・健康づくり関係団体、関係機関や地域、職場、教育機関との連携により、市民の健康づくりを社会全体で支援できるよう体制整備します。 3 市民の健康を支えるための環境整備 ・I C Tの活用や企業への健康づくりに関する情報の提供など、働き世代や子育て世代等の健康に関心が薄い層を含む健康づくりの取組が十分でない市民が、日常生活の中で手軽に健康づくりに取り組める環境を企業等と連携して整備することにより、市民の主体的な取組を促します。

施策指標		単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点	引用元
No.	指標						
1	65歳からの 健康寿命（男性）	年	17.99	令和5年	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	令和18年度	健康かわごえ推進プラン（第3次）
2	65歳からの 健康寿命（女性）	年	20.75	令和5年		令和18年度	
3	意識的に身体を動かしている人の割合	%	67.8	令和5年	70以上	令和18年度	健康かわごえ推進プラン（第3次）
4	睡眠に疲れが 取れている 人の割合	%	57.7	令和5年	60以上	令和18年度	健康かわごえ推進プラン（第3次）
5	喫煙率（成人）	%	12.3	令和5年	12以下	令和18年度	健康かわごえ推進プラン（第3次）
6							

関係法令等	
関係法令	関係計画
・健康増進法 ・地域保健法 ・食育基本法 ・歯科口腔保健の推進に関する法律	・川越市生涯スポーツ振興計画 ・健康かわごえ推進プラン ・川越市教育振興基本計画

関係計画の概要及び関係計画における施策
【関係計画における施策】 計画名：第二次川越市生涯スポーツ振興計画 計画期間：平成23年度～令和3年度 施策：ライフステージに応じたスポーツ活動の充実 ・市民は、それぞれのライフステージに属しており、生活状況もそれぞれ異なることから、スポーツの取り入れ方も、一人ひとりで異なってきます。それぞれのステージごとに、現在の自分の生活状況を踏まえながら、自分の課題を明確にして、スポーツを生活に取り入れていくことが重要です。 ・そこで、「ライフステージに応じたスポーツ活動の充実」のため、次の6つの施策を推進していきます。 ①幼・少年期のスポーツ活動の充実、②青年期のスポーツ活動の充実、③成人期のスポーツ活動の充実、④高齢期のスポーツ活動の充実、⑤女性のスポーツ活動の充実⑥障害者のスポーツ活動の充実 ※本文より一部抜粋 【関係計画の概要】 計画名：健康かわごえ推進プラン（第2次） 計画期間：令和2年度～令和6年度 概要：新たな社会状況の変化や健康課題等に対応し、本市のさらなる健康づくりを推進するため策定する。 【関係計画における施策】 計画名：第三次川越市教育振興基本計画 計画期間：令和3年度～令和7年度 施策：学校保健活動の推進 ・食物アレルギー・アナフィラキシー対応については、教職員研修の実施や関係機関との連携により学校における対応の充実を図ります。 ・発達段階に応じた性に関する教育及び指導、最新の情報を取り入れた薬物乱用防止教育の保健教育を推進します。 ・基本的な感染症対策を継続するとともに、児童生徒及び教職員の感染症に対する意識が低下しないよう指導徹底し、学校における感染及び感染拡大のリスクを低減し、児童生徒の健康の保持増進と健やかな学びの確保に努めます。 ・学校における感染症対策に関して、家庭・地域に適宜適切な情報発信を行い、理解・協力を得て、学校教育活動を柔軟かつ効果的に推進します。 ※本文より一部抜粋

用語
*健康無関心層：健康に関する情報等に対して関心の低い人々のこと。特に働いている人や子育て中の人 は日々の生活に追われて自分自身の健康を顧みることが難しく、健康無関心層といわれる人が多い傾向にある。

関係法令等	
関係法令	関係計画
・健康増進法 ・地域保健法 ・食育基本法 ・歯科口腔保健の推進に関する法律	・川越市スポーツ推進計画 ・健康かわごえ推進プラン ・すこやかプラン・川越 ・埼玉県地域保健医療計画

関係計画の概要及び関係計画における施策
【関係計画における施策】 計画名：第三次川越市スポーツ推進計画 計画期間：令和4年度～令和7年度 施策：スポーツに身近に触れる機会の拡充 ・「いつでも」「どこでも」できるウォーキング等の運動の習慣化の促進のための事業やウォーキングコースやジョギングコースに距離表示をするなど環境整備のほか、ボランティアの推進や健康診断などの周知を掲げています。 【関係計画の概要】 計画名：健康かわごえ推進プラン（第3次） 計画期間：令和7年度～令和18年度 概要：健康課題等に対応し、健康づくり、食育、歯科口腔の各分野の取組を相互に推進する。 【関係計画における施策】 計画名：すこやかプラン・川越（川越市高齢者保健福祉計画・第9期川越市介護保険事業計画） 計画期間：令和6年度～令和8年度 施策：生涯にわたる健幸づくりの推進 ・標記の施策の方向性の1つに「健康を維持できている」があり、ア）運動に関する取り組みの推進、イ）口腔ケア・栄養に関する取り組みの推進、ウ）健康管理に関する取組の推進、エ）こころの健康に関する推進、オ）熱中症予防に関する取組の推進、カ）関係団体・企業等と連携した健康づくりの推進を掲げている。 ※本文より一部抜粋

用語
*ライフコースアプローチ：ライフステージは各々が独立したものではなく、過去の生活習慣などが次の ライフステージの健康状態に影響をすることを踏まえ、胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的にとらえた健康づくりのこと。

第三次川越市保健医療計画				
基本目標	2	健康づくりの推進	施策中心課：	健康づくり推進課
主要課題	3	健康寿命の延伸	施策関係課：	
施 策	2	食育の推進		

施策の目的
生涯にわたる市民の健康増進と、食に関する感謝の気持ちや豊かな人間性を育むため食育を推進します。

現状と課題
・国では平成17（2005）年7月に施行した「食育基本法」、平成18（2006）年3月に策定した「食育推進基本計画」により、食育*1 の推進に関する基本的な方針や目標を定めるとともに、平成28（2016）年に「第3次食育推進基本計画」を策定し、若い世代を中心とした食育の推進や健康寿命の延伸につながる食育の推進など、5つの重点課題を柱に施策を推進しています。 ・本市では、市民の食をめぐる状況を改善するため、令和2（2020）年3月に「第3次川越市食育推進計画」を策定し、食育を推進しています。 ・20歳代女性のやせ、40～50歳代男性の肥満の割合が高くなっています。 ・「バランスのよい食事をしている人」や「朝食を食べている人」は、特に20～30歳代の若い世代で割合が低くなっており、野菜の摂取量については全世代で不足しています。また、「塩分の摂取量に気を付けていない人」は、男性の40～50歳代で多くなっています。 ・バランスのよい食事、減塩、野菜の摂取等により食生活を改善し、適正体重を維持するための取組を進める必要があります。

取組施策（細施策）
1 健康を維持するための適切な食事の推進 ・適正体重についての知識を普及します。 ・バランスのよい食事を推進します。特に若い世代へは野菜摂取量の増加、高齢者へは主食*2、主菜*3、副菜*4をそろえた食事の重要性を周知します。 ・減塩の重要性について、情報提供や、飲食店やスーパーマーケット、事業所給食施設等の食環境整備を充実します。 ・朝食の重要性について周知します。

第四次川越市保健医療計画				
基本目標	2	健康づくりの推進	施策中心課：	健康づくり推進課
主要課題	3	健康寿命の延伸	施策関係課：	
施 策	2	食育の推進		

施策の目的
生涯にわたる市民の健康増進と、食に関する感謝の気持ちや豊かな人間性を育むため食育を推進します。

現状と課題
・国では平成17（2005）年7月に施行した「食育基本法」、平成18（2006）年3月に策定した「食育推進基本計画」により、食育*1 の推進に関する基本的な方針や目標を定めるとともに、令和3（2021）年に「第4次食育推進基本計画」を策定し、生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、持続可能な食を支える食育の推進、「新たな日常」*2やデジタル化に対応した食育の推進、の3つの重点事項を柱に、SDGsの考え方を踏まえ、食育を総合的かつ計画的に推進しています。 ・本市では、市民の食をめぐる状況を改善するため、令和7（2025）年3月に「第4次川越市食育推進計画」を策定し、食育を推進しています。 ・20～30歳代女性のやせ、30～60歳代男性および40～70歳代女性の肥満の割合が高くなっています。 ・「朝食を食べない人」は、30～50歳代男性および20歳代女性で割合が高くなっており、「食塩の摂取量に気を付けていない人」は男女とも年代が若いほど高くなっています。また、野菜の摂取量については全世代で不足しています。 ・バランスのよい食事、減塩、野菜の摂取等により食生活を改善し、適正体重を維持するための取組を進める必要があります。

取組施策（細施策）
1 健康を維持するための適切な食事の推進 ・適正体重についての知識を普及します。 ・バランスのよい食事を推進します。乳幼児期から高齢期までにおけるそれぞれの時期に合わせ、主食*2、主菜*3、副菜*4をそろえた食事、野菜摂取量の増加等について周知します。 ・減塩の重要性について、情報提供や、飲食店やスーパーマーケット、事業所給食施設等の食環境整備を充実します。 ・朝食の重要性について周知します。

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	適正体重の人の割合	%	66.2	平成30年度	75以上	令和6年度
2	野菜を食べている食事の回数(20～50歳代)	回	中間アンケートで算出	令和3年度	中間アンケートからの増加	令和6年度
3	1日2回以上、主食・主菜・副菜がそろった食事をしている人の割合(60歳代以上)	%	52.2	平成30年度	増加	令和6年度
4	塩分の摂取量について意識している人の割合(20～50歳代)	%	57.3	平成30年度	増加	令和6年度
5	朝食を欠食する人の割合(20～30歳代)	%	25.4	平成30年度	22以下	令和6年度
6						

関係法令等	
関係法令	関係計画
・食育基本法	・食育推進基本計画　・埼玉県食育推進計画 ・川越市食育推進計画　・川越市教育振興基本計画

関係計画の概要及び関係計画における施策
【関係計画の概要】 計画名：第3次川越市食育推進計画 計画期間：令和2年度～令和6年度 概要：新たな社会状況や課題等を踏まえ、本市の食育をさらに推進するため策定する。 【関係計画における施策】 計画名：第三次川越市教育振興基本計画 計画期間：令和3年度～令和7年度 施策：食育の推進 ・児童生徒が、食に関して正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健康に生きるための力を育むことを目的とした食育を進めます。 ・研修会等を実施し、各学校の食育推進リーダーを育成します。 ・食に関する指導を推進するため、栄養教諭や各学校の食育推進リーダーを中心とした指導体制の整備を推進し、学校・家庭・地域への啓発や情報提供などの充実を図ります。 ※本文より一部抜粋

用語
*1食育：生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けられるとともに、さまざまな経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。 *2主食：ごはん、パン、めん類等で主に炭水化物の供給源。 *3主菜：肉、魚、卵、大豆製品等で主にたんぱく質、脂質の供給源。 *4副菜：野菜、海藻、きのこ、いも等で主にビタミン、ミネラル、食物繊維の供給源。

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	適正体重の人の割合	%	67.9	令和5年度	75以上	令和18年度
2	BMI18.5未満の20～30歳代女性の割合	%	17.8	令和5年度	15未満	令和18年度
3	1日2回以上、主食・主菜・副菜がそろった食事をとっている人の割合	%	31.6	令和5年度	増加	令和18年度
4	食塩の摂取量について気を付けている人の割合	%	62.2	令和5年度	67以上	令和18年度
5	20～30歳代の朝食を欠食する人の割合	%	23.6	令和5年度	22以下	令和18年度
6						

関係法令等	
関係法令	関係計画
・食育基本法	・食育推進基本計画　・埼玉県地域保健医療計画 ・川越市食育推進計画　・川越市教育振興基本計画

関係計画の概要及び関係計画における施策
【関係計画の概要】 計画名：第4次川越市食育推進計画 計画期間：令和7年度～令和18年度 概要：「第3次川越市食育推進計画」を引き継ぐとともに、食を取り巻く近年の社会情勢の変化を踏まえて、本市の食育に関する取組のさらなる進展を目指して策定。 【関係計画における施策】 計画名：第三次川越市教育振興基本計画 計画期間：令和3年度～令和7年度 施策：食育の推進 ・児童生徒が、食に関して正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健康に生きるための力を育むことを目的とした食育を進めます。 ・研修会等を実施し、各学校の食育推進リーダーを育成します。 ・食に関する指導を推進するため、栄養教諭や各学校の食育推進リーダーを中心とした指導体制の整備を推進し、学校・家庭・地域への啓発や情報提供などの充実を図ります。 ※本文より一部抜粋

用語
*1食育：生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けられるとともに、さまざまな経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。 *2「新たな日常」：新型コロナウイルス感染症の流行によって生活様式や社会が変化した後の日常。 *3主食：ごはん、パン、めん類等で主に炭水化物の供給源。 *4主菜：肉、魚、卵、大豆製品等で主にたんぱく質、脂質の供給源。 *5副菜：野菜、海藻、きのこ、いも等で主にビタミン、ミネラル、食物繊維の供給源。

第三次川越市保健医療計画				
基本目標	2	健康づくりの推進	施策中心課：	健康づくり推進課
主要課題	3	健康寿命の延伸	施策関係課：	
施 策	3	歯科口腔保健の充実		

施策の目的
生涯を通じた歯科疾患の予防と早期発見、早期治療を促し、全身の健康状態や生活の質の向上を目指します。

現状と課題
・国では、平成23（2011）年 8 月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」を施行し、歯科口腔保健の総合的な取組と施策を推進しています。 ・本市では、平成25（2013）年 9 月に「川越市歯科口腔保健の推進に関する条例」、令和 2（2020）年 3 月に「第 2 次川越市歯科口腔保健計画」を策定し、ライフステージに応じた歯科口腔保健に関する施策を推進しています。 ・市民アンケートの結果では、「かかりつけ歯科医を持つ人」の割合は、平成28（2016）年の77.0%から平成30（2018）年の70.8%に減少しています。 ・「年に 1 度は歯科健診を受ける人」の割合が、国や県と比較すると低くなっています。 ・近年、歯周病等の歯科疾患と糖尿病等の生活習慣病が関係することが指摘されるなど、歯と口の健康は健康寿命の延伸にも深く関わっています。 ・歯と口の健康づくりは、学校、職場、地域等からもさまざまな影響を受けるため、一人ひとりが適切に歯と口の健康づくりを実践できるよう、関係機関等が連携して取り組むことが必要です。 ・乳幼児期における口腔機能の発達支援から高齢期における口腔機能の低下防止まで、生涯を通じた切れ目のない取組の推進が必要です。

取組施策（細施策）
1 歯科口腔保健の普及啓発 ・口腔ケアの正しい知識について、普及啓発や情報提供の充実を図ります。 ・より多くの市民がかかりつけ歯科医を持つことや、定期的に歯科健診を受けることなどを促進する取組を推進します。 ・保育園や学校、職場等を通じて歯科健康教育の充実を図ります。 ・歯科保健関係者と連携を図り、地域歯科医療の推進を図るとともに、その活動を支援します。 2 ライフステージに応じた歯科口腔保健の推進 ・歯科疾患を予防するため、乳幼児期から高齢期までにおけるそれぞれの時期に合わせた歯科健診や歯科保健指導等の歯科保健事業を推進します。 3 障害者等への歯科口腔保健の推進 ・障害者（児）に対し、歯科健診や歯科保健指導等を通して歯科保健事業の推進を図ります。

第四次川越市保健医療計画				
基本目標	2	健康づくりの推進	施策中心課：	健康づくり推進課
主要課題	3	健康寿命の延伸	施策関係課：	
施 策	3	歯科口腔保健の充実		

施策の目的
生涯を通じた歯科疾患の予防と早期発見、早期治療を促し、全身の健康状態や生活の質の向上を目指します。

現状と課題
・国では、平成23（2011）年 8 月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」を施行し、歯科口腔保健の総合的な取組と施策を推進しています。 ・本市では、平成25（2013）年 9 月に「川越市歯科口腔保健の推進に関する条例」、令和 7（2025）年 3 月に「第 3 次川越市歯科口腔保健計画」を策定し、ライフステージに応じた歯科口腔保健に関する施策を推進しています。 ・市民アンケートの結果では、「かかりつけ歯科医を持つ人」、「ゆっくりよくかんで食べる人の割合」の割合は、平成30年度より改善していますが、国・県の値より低くなっています。 ・歯周病等の歯科疾患と糖尿病等の生活習慣病が関係することが指摘されるなど、歯と口の健康は健康寿命の延伸にも深く関わっています。 ・歯科疾患の罹患率は全疾患の中でも高い状況にあるため、各ライフステージの特性を踏まえた取組が重要です。 ・自分自身の歯を残し、口腔機能を維持することで、生涯にわたり口からおいしく安全に食べ、健康的な生活を送ることができるよう、全世代への取組を支援していく必要があります。

取組施策（細施策）
1 歯科口腔保健の普及啓発 ・口腔ケアの正しい知識について、普及啓発や情報提供の充実を図ります。 ・より多くの市民がかかりつけ歯科医を持つことや、定期的に歯科健診を受けることなどを促進する取組を推進します。 ・歯科疾患と全身疾患の関係性等に基づき、正しい知識の普及や予防への意識を高める取組等を推進します。 ・乳幼児健康診査時や保育施設、学校、職場等を通じて関係団体と連携しながら、歯科保健教育の充実を図ります。 ・歯科保健関係者と連携を図り、地域歯科医療の推進を図るとともに、その活動を支援します。 2 ライフステージ等に応じた歯科口腔保健の推進 ・歯科疾患を予防するため、乳幼児期から高齢期までにおけるそれぞれの時期に合わせた歯科健診や歯科保健指導等の歯科保健事業を推進します。 3 障害者等への歯科口腔保健の推進 ・障害者（児）に対して関係団体と連携し、歯科健診や歯科保健指導等を通して歯科保健事業の推進を図ります。

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	かかりつけ歯科医を持つ人の割合	%	70.8	平成30年度	85以上	令和6年度
2	年に1度は歯科健診を受ける人の割合	%	48	平成30年度	55以上	令和6年度
3	12歳児でむし歯のない人の割合	%	66.5	平成30年度	77以上	令和6年度
4	6024＊達成者の割合	%	64.9	平成30年度	80以上	令和6年度
5	8020＊達成者の割合	%	42.5	平成30年度	60以上	令和6年度
6		%	20.3	平成30年度	増加	令和6年度

関係法令等	
関係法令	関係計画
・ 歯科口腔保健の推進に関する法律 ・ 川越市歯科口腔保健の推進に関する条例	・ 埼玉県歯科口腔保健推進計画 ・ 川越市歯科口腔保健計画

関係計画の概要及び関係計画における施策
【関係計画の概要】 計画名：第2次川越市歯科口腔保健計画 計画期間：令和2年度～令和6年度 概要：新たな社会状況や課題等を踏まえ、本市の歯科口腔保健をさらに推進するため策定する

用語
＊6024：「60歳になっても24本以上自分の歯を保とう」という運動。 ＊8020：「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動。

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	かかりつけ歯科医を持つ人の割合	%	72.7	令和5年度	80以上	令和18年度
2	年に1度は歯科健診を受ける人の割合	%	52.7	令和5年度	60以上	令和18年度
3	12歳児でむし歯のない人の割合	%	72.3	令和5年度	77以上	令和18年度
4	6024＊達成者の割合	%	71.2	令和5年度	80以上	令和18年度
5	8020＊達成者の割合	%	62.5	令和5年度	65以上	令和18年度
6	ゆっくりよくかんで食べる人の割合	%	24.1	令和5年度	増加	令和18年度

関係法令等	
関係法令	関係計画
・ 歯科口腔保健の推進に関する法律 ・ 川越市歯科口腔保健の推進に関する条例	・ 埼玉県歯科口腔保健推進計画 ・ 川越市歯科口腔保健計画

関係計画の概要及び関係計画における施策
【関係計画の概要】 計画名：第3次川越市歯科口腔保健計画 計画期間：令和7年度～令和18年度 概要：新たな社会状況や課題等を踏まえ、本市の歯科口腔保健をさらに推進するため策定する

用語
＊6024：「60歳になっても24本以上自分の歯を保とう」という運動。 ＊8020：「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動。

第三次川越市保健医療計画				
基本目標	2	健康づくりの推進	施策中心課：	国民健康保険課
主要課題	3	健康寿命の延伸	施策関係課：	高齢・障害医療課
施 策	4	特定健康診査等の実施		

施策の目的
特定健康診査により、主に生活習慣病リスクの早期発見・予防を推進します。また、リスクが高い市民には特定保健指導等を通して生活習慣の改善・疾病の早期治療を促し、重症化を防ぎます。

現状と課題
・本市では、平成30（2018）年3月に「川越市国民健康保険第2期保健事業等実施計画（データヘルス計画）」を定め、生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの国民健康保険被保険者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した血液検査等の特定健康診査を行っています。また、特定健康診査の結果、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、保健師等の専門スタッフが生活習慣を見直すサポートをする特定保健指導を行っています。 ・特定健康診査受診率は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2（2020）年度を除き、微増傾向にあります。また、特定健康診査の未受診理由のうち、約6割が医療機関通院中となっています。 ・特定保健指導実施率は年度によるばらつきがあります。また、特定保健指導実施委託医療機関の数は、特定健康診査の実施委託医療機関の数の2割未満となっています。 ・血圧の有所見率は、おおむね横ばいの傾向にあり、新規人工透析移行者は、減少傾向にあります。糖尿病性腎症重症化予防事業*1及び高血圧症予防事業*2の対象者のうち、事業に参加する市民の割合が低くなっています。 ・通院中でも特定健康診査を受診できることについての啓発や、通院治療中の方に市への診療情報提供を促す必要があります。

取組施策（細施策）
1 特定健康診査受診率向上 ・はがき通知や電話等により、特定健康診査未受診者への受診を勧奨します。 ・診療情報提供事業*3の実施により、受診率の向上を図ります。 ・人間ドック、職場健診受診者への助成を行います。 2 特定保健指導実施率向上 ・電話等により、特定保健指導への参加を勧奨します。 ・研修会開催等により、特定保健指導従事者の技術を養成します。 3 糖尿病性腎症重症化予防事業・高血圧症予防事業 ・市内医療機関への事業説明会を開催します。 ・医療機関訪問により、事業への協力を依頼します。 4 高齢者保健事業 ・健康診査及び人間ドックを実施することにより、後期高齢者医療保険被保険者の健康の保持増進を図ります。 ・国民健康保険の特定健康診査と後期高齢者医療保険の健康診査を連携させ、切れ目のない健康診査等に努めます。 ・高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するための体制を整備します。

第四次川越市保健医療計画				
基本目標	2	健康づくりの推進	施策中心課：	国民健康保険課
主要課題	3	健康寿命の延伸	施策関係課：	高齢・障害医療課
施 策	4	特定健康診査等の実施		

施策の目的
特定健康診査等により、主に生活習慣病リスクの早期発見・予防を推進します。また、リスクが高い市民には特定保健指導等を通して生活習慣の改善・疾病の早期治療を促し、重症化を防ぎます。

現状と課題
・本市国民健康保険では、令和6（2024）年3月に「川越市国民健康保険第3期保健事業等実施計画（データヘルス計画）」を策定し、被保険者の健康寿命の延伸及び医療費の適正化を目指して、特定健康診査をはじめとする様々な保健事業を実施しています。 ・特定健康診査受診率は、令和5（2023）年度44.2%で国の目標値（60%）を下回っており、受診率の向上を図る必要があります。特に40～50歳代の若い世代の受診率が低い傾向にあります。 ・特定保健指導実施率は、令和5（2023）年度12.3%で国の目標値（60%）を下回っており、実施率の向上を図る必要があります。 ・被保険者の生活習慣病の予防及び重症化予防を目的とし、人工透析への移行を防ぐための糖尿病性腎症重症化予防事業*1や、高血圧症予防事業*2等を実施しておりますが、事業参加者は伸び悩んでいます。 ・令和7（2025）年4月1日時点の本市における65歳以上の高齢者は総人口の27.12%、75歳以上の後期高齢者は総人口の16.19%を占めており、今後も増加が見込まれるとともに、高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯が増えることが見込まれます。 また、団塊ジュニア世代が75歳となる令和27（2045）年にも高齢者人口の増加が予測され、支援や介護が必要な方も増加することが見込まれます。 ・こうした中、さらなる長寿社会の進展を見据えた疾病予防・健康づくりに資する保健事業の取組が必要であり、生活習慣病の重症化予防や高齢者の通いの場を中心とした介護予防やフレイル*4対策について、庁内関係課や地域の関係団体と連携しつつ、保健事業と介護予防を一体的に実施するための体制を整備する必要があります。

取組施策（細施策）
1 特定健康診査受診率向上 ・通知等により、特定健康診査未受診者への受診を勧奨します。他世代に比べ受診率が低い若い世代への受診勧奨を強化します。 ・診療情報提供事業*3の実施により受診率の向上を図るほか、人間ドック、職場健診受診者への助成を行います。 2 特定保健指導実施率向上 ・電話等により、対象者に特定保健指導への参加を勧奨するほか、特定保健指導の効果を知ってもらうための啓発の機会を増やしていきます。 ・従事者研修等により、特定保健指導従事者の資質の向上を目指します。 3 糖尿病性腎症重症化予防事業・高血圧症予防事業 ・医師会と連携し、協力医療機関・事業参加者を増やすため、事業周知に取り組みます。 ・関係課と連携し、若い世代への高血圧症に関する周知啓発を行います。 ・後期高齢者医療制度移行後についても、継続して重症化予防事業等に取り組みます。 4 高齢者保健事業 ・健康診査及び人間ドックを実施することにより、後期高齢者医療制度被保険者の健康の保持増進を図ります。 ・国民健康保険の特定健康診査から後期高齢者医療制度の健康診査へ制度が切り替わる方に対しても、切れ目のない健康診査等に努めます。 ・「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」事業を推進し、庁内関係課や地域の関係団体と連携を図りながら、生活習慣病の重症化予防や高齢者の通いの場を中心とした介護予防やフレイル対策に取り組むことで、健康寿命の延伸に努めます。

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	特定健康診査受診率	%	40.7	令和元年度	60	令和5年度
2	特定保健指導実施率	%	14.0	令和元年度	60	令和5年度
3	血圧の有所見者率（収縮期血圧）	%	49.2	令和元年度	45以下	令和5年度
4	血圧の有所見者率（拡張期血圧）	%	21.0	令和元年度	18以下	令和5年度
5	新規人工透析移行者数	人	85	令和元年度	80	令和5年度
6	後期高齢者健康診査受診率	%	30.8	令和元年度	40	令和5年度

関係法令等	
関係法令	関係計画
・高齢者の医療の確保に関する法律 ・国民健康保険法	・健康日本21 ・健康埼玉21 ・川越市国民健康保険第2期保健事業等実施計画 ・健康かわごえ推進プラン

関係計画の概要及び関係計画における施策
【関係計画の概要】 計画名：川越市国民健康保険第2期保健事業等実施計画（データヘルス計画） 計画期間：平成30年度～令和5年度 概要：健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画。 【関係計画の概要】 計画名：健康かわごえ推進プラン（第2次） 計画期間：令和2年度～令和6年度 概要：新たな社会状況の変化や健康課題等に対応し、本市のさらなる健康づくりを推進するため策定する。

用語
*1糖尿病性腎症重症化予防事業：糖尿病性腎症重症化リスクがある方に対して、文書や電話による医療受診勧奨や、訪問保健指導を行う。 *2高血圧症予防事業：血圧値が受診勧奨値の方に対して、電話や通知等による医療受診勧奨や、継続的な保健指導を実施する。 *3診療情報提供事業：医療機関を受診している特定健康診査対象者について、特定健康診査に相当する検査項目を実施している場合、その検査内容を提出することで特定健康診査の受診に代えることができる制度（自費で受けた人間ドックや、職場健診の結果の提供についても同様）。

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	特定健康診査受診率	%	38.7	令和4年度	60以上	令和11年度
2	特定保健指導実施率	%	18.5	令和4年度	60以上	令和11年度
3	血圧保健指導判定値以上の人の割合	%	49.8	令和4年度	44以下	令和11年度
4	HbA1c8.0%以上の人の割合	%	1.3	令和4年度	1.0以下	令和11年度
5	後期高齢者健康診査受診率	%	34.6	令和6年度	43	令和11年度
6						

関係法令等	
関係法令	関係計画
・高齢者の医療の確保に関する法律 ・国民健康保険法	・健康日本21 ・埼玉県地域保健医療計画 ・埼玉県国民健康保険運営方針 ・埼玉県後期高齢者医療広域連合データヘルス計画 ・健康かわごえ推進プラン

関係計画の概要及び関係計画における施策
【関係計画の概要】 ①計画名：川越市国民健康保険第3期保健事業等実施計画（データヘルス計画） 計画期間：令和6年度～令和11年度 概要：健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画。 ②計画名：健康かわごえ推進プラン（第3次） 計画期間：令和7年度～令和18年度 概要：新たな社会状況の変化や健康課題等に対応し、本市のさらなる健康づくりを推進するため策定する。

用語
*1糖尿病性腎症重症化予防事業：糖尿病性腎症重症化リスクがある方に対して、文書や電話による医療受診勧奨や、訪問保健指導を行う。 *2高血圧症予防事業：血圧値が受診勧奨値の方に対して、電話や通知等による医療受診勧奨や、継続的な保健指導を実施する。 *3診療情報提供事業：医療機関受診中の特定健康診査対象者が、健診項目に相当する検査項目を受けている場合、その検査内容を提出することで特定健康診査の受診に代えることができる制度（自費で受けた人間ドックや、職場健診の結果の提供についても同様）。 *4フレイル：要介護状態に至る前段階として位置付けられるが、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態。（出典：フレイル診療ガイド）

第三次川越市保健医療計画				
基本目標	2	健康づくりの推進	施策中心課：	健康管理課
主要課題	3	健康寿命の延伸	施策関係課：	
施 策	5	がん検診等の実施		

施策の目的
がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、生活習慣の改善等、予防意識の自覚を促します。

現状と課題
・三大生活習慣病の一つであるがん（悪性新生物）は、本市における死因のうち、最も多い28%を占めています（第2章第2節（4）参照）。 ・市では、健康増進法に基づく事業として、総合保健センターにおける施設検診、委託医療機関における個別検診、検診バスの巡回による集団検診により、がん検診を行っています。 ・がん等の疾病の予防並びに早期発見及び早期治療をすることにより死亡率を軽減していくため、引き続き検診を実施する必要があります。 ・市民の疾病に対する予防意識を高め、検診を受けるよう啓発する必要があります。

取組施策（細施策）
1 各疾病に関する検診等の実施 ・がんや歯周病、骨粗しょう症等の早期発見を図り、早期治療に結びつけるため、各疾病の検診を実施します。 ・無保険者の生活習慣病予防のため、社会保険に加入していない生活保護世帯や、中国残留邦人等支援給付の対象者に対して健診を行います。 2 検診等の啓発 ・市民ががんやがん検診等について正しい知識を持ち、がん検診等の受診行動につながるように、個別勧奨や広報等で周知します。 ・市民が検診等の結果を記録し、健康の保持増進に対する意識の自覚を促すため、健康手帳を交付します。

第四次川越市保健医療計画				
基本目標	2	健康づくりの推進	施策中心課：	健康管理課
主要課題	3	健康寿命の延伸	施策関係課：	
施 策	5	がん検診等の実施		

施策の目的
がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、生活習慣の改善等、予防意識の自覚を促します。

現状と課題
・三大生活習慣病の一つであるがん（悪性新生物）は、本市における死因のうち、最も多く約3割を占めています。 ・市では、健康増進法に基づく事業として、総合保健センターにおける施設検診、委託医療機関における個別検診、検診バスの巡回による集団検診により、がん検診を行っています。 ・がん等の疾病の予防並びに早期発見及び早期治療をすることにより死亡率を軽減していくため、引き続き検診を実施する必要があります。 ・市民の疾病に対する予防意識を高め、検診を受けるよう啓発する必要があります。

取組施策（細施策）
1 各疾病に関する検診等の実施 ・がんや歯周病、骨粗しょう症等の早期発見を図り、早期治療に結びつけるため、各疾病の検診を実施します。 ・無保険者の生活習慣病予防のため、社会保険に加入していない生活保護世帯や、中国残留邦人等支援給付の対象者に対して健診を行います。 2 検診等の啓発 ・市民ががんやがん検診等について正しい知識を持ち、がん検診等の受診行動につながるように、個別勧奨や広報等で周知します。 ・市民が検診等の結果を記録し、健康の保持増進に対する意識の自覚を促すため、健康手帳を交付します。

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	胃がん検診（内視鏡検査）受診率	%	2.0	令和3年度	2.7	令和7年度
2	胃がん検診（胃部X線検査）受診率	%	2.1	令和3年度	3.2	令和7年度
3	肺がん検診受診率	%	0.8	令和3年度	1.4	令和7年度
4	大腸がん検診受診率	%	9.3	令和3年度	11.1	令和7年度
5	子宮がん検診受診率	%	6.0	令和3年度	8.1	令和7年度
6		%	8.9	令和3年度	11.4	令和7年度

関係法令等	
関係法令	関係計画
・健康増進法	・健康日本21 ・健康かわごえ推進プラン ・川越市教育振興基本計画

関係計画の概要及び関係計画における施策
【関係計画の概要】 計画名：健康かわごえ推進プラン（第2次） 計画期間：令和2年度～令和6年度 概要：新たな社会状況の変化や健康課題等に対応し、本市のさらなる健康づくりを推進するため策定する。 【関係計画における施策】 計画名：第三次川越市教育振興基本計画 計画期間：令和3年度～令和7年度 施策：「いのちの教育」の推進 ・がんについての正しい理解と、健康と命の大切さについて主体的に考えることができる児童生徒を育成します。 ※本文より一部抜粋

用語

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	胃がん検診（内視鏡検査）受診率	%	2.8	令和6年度	2.9	令和12年度
2	胃がん検診（胃部X線検査）受診率	%	2.1	令和6年度	3.2	令和12年度
3	肺がん検診受診率	%	0.9	令和6年度	1.4	令和12年度
4	大腸がん検診受診率	%	10.0	令和6年度	11.1	令和12年度
5	子宮がん検診受診率	%	7.2	令和6年度	8.1	令和12年度
6	乳がん検診受診率	%	10.7	令和6年度	11.4	令和12年度

関係法令等	
関係法令	関係計画
・健康増進法	・健康日本21 ・健康かわごえ推進プラン ・川越市教育振興基本計画

関係計画の概要及び関係計画における施策
【関係計画の概要】 計画名：健康かわごえ推進プラン（第3次） 計画期間：令和7年度～令和18年度 概要：新たな社会状況の変化や健康課題等に対応し、本市のさらなる健康づくりを推進するため策定します。 【関係計画における施策】 計画名：第三次川越市教育振興基本計画 計画期間：令和3年度～令和7年度 施策：「いのちの教育」の推進 ・がんについての正しい理解と、健康と命の大切さについて主体的に考えることができる児童生徒を育成します。 ※本文より一部抜粋

用語

第三次川越市保健医療計画				
基本目標	3	医療体制の充実	施策中心課：	保健医療推進課
主要課題	1	地域医療体制の整備・充実	施策関係課：	地域包括ケア推進課
施 策	1	地域医療の基盤づくり		

施策の目的
地域における医療提供体制の充実を図ります。

現状と課題
・高齢者人口の増加が見込まれる中、厚生労働省が行った「平成29年患者調査」によると、埼玉県における年齢階級別の受療率は、最も低くなる15～24歳以降、年齢とともに上昇する傾向にあります。 ・埼玉県においては、平成30（2018）年3月に「地域医療構想」を定め、二次保健医療圏ごとに令和7（2025）年の医療需要や必要病床数を推計し、医療機能の分化・連携に取り組んでいくこととしています。 - また、令和2（2020）年3月に「埼玉県保健医療計画（第7次）」を変更し、「医師確保等に関する事項」を定め、必要な医師数の確保に取り組んでいくこととしています。 ・限られた医療資源で増大が見込まれる医療需要に対応するためには、地域において各医療機関が担う役割に応じた患者を受け入れる体制を整備する必要があります。 ・医療機関の役割分担を進める中、患者にとって身近な地域の医療機関や医療従事者には、健康や医療に関する相談に応じ、専門的な医療機関へ紹介するかかりつけ医等*1としての役割が期待されています。 ・地域において適切な医療を継続的に提供するため、医療従事者の養成を促進し、市内の医療機関への就業者を確保する必要があります。 ・埼玉県では、平成25（2013）年から令和7（2025）年の間に、在宅医療等の必要量が約1.8倍になると推計しており、医療と介護が連携しながら、在宅医療に対するニーズの大幅な増加や多様化に対応していく必要があります。

取組施策（細施策）
1 地域医療の連携 ・地域医療機関から中核医療機関*2への患者紹介、医師や看護師による症例検討会や研修会等の医療団体の事業への支援を行います。 2 市民への普及、啓発 ・市内にある医療機関や薬局の情報を掲載したすこやかマップを転入者等に配布することで、かかりつけ医等の普及や定着を図ります。 ・医師会等の関係団体が実施する健康・医療に関する啓発事業を支援します。 3 医療従事者の養成、確保 ・市内の看護師等の養成機関に対して補助金を交付することで運営費の一部を補助し、医療従事者の養成及び確保を図ります。 4 在宅医療の推進 ・医療と介護の関係機関の連携を推進することで、在宅医療の充実を図り、在宅医療に対するニーズの増加や多様化に対応できる体制の構築に取り組みます。 ・在宅患者訪問診療など、在宅医療を提供する医療機関の情報を収集して周知し、在宅医療の定着を図ります。 5 外国籍市民の支援 ・外国語対応可能な医療機関の情報を収集し、多言語による情報提供について検討します。また、各種予防事業及び健診事業の多言語化・やさしい日本語化の取組を推進するとともに、医療機関における多言語化等を促進する取組を検討します。

第四次川越市保健医療計画				
基本目標	3	医療体制の充実	施策中心課：	保健医療推進課
主要課題	1	地域医療体制の整備・充実	施策関係課：	地域包括ケア推進課
施 策	1	地域医療の基盤づくり		

施策の目的
地域における医療提供体制の充実を図ります。

現状と課題
・厚生労働省が行った「令和5年患者調査」によると、埼玉県における年齢階級別の受療率は、入院・外来ともに、もっとも低くなる15～24歳以降、年齢とともに上昇する傾向にあります。 ・令和6年版高齢社会白書によると、令和6年10月1日時点の人口は1億2,380万人となっており、そのうち65歳以上人口は3,624万人で、総人口に占める割合（高齢化率）は29.3%となり、今後も上昇が見込まれています。 ・埼玉県は、令和6（2024）年3月に「埼玉県保健医療計画（第8次）」を策定し、「医療機能の分化・連携と病床整備」、「在宅医療等の体制整備」、「医療従事者の確保」、「地域医療介護総合確保基金の活用」等に取り組むこととしています。 ・限られた医療資源で増大が見込まれる医療需要に対応するためには、地域において各医療機関が担う役割に応じた患者を受け入れる体制を整備する必要があります。 ・医療機関の役割分担を進める中、患者にとって身近な地域の医療機関や医療従事者には、健康に関することをなんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介してくれる、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有するかかりつけ医としての役割が期待されています。 ・令和6年12月に市民を対象に実施した「保健医療に関する意識調査」では、『かかりつけ医がいる』と回答したのは60.6%となっています。 ・地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制を確保するため、医療従事者の確保・養成を促し、市内医療機関への就業者を確保する必要があります。 ・埼玉県では、いわゆる団塊の世代の全てが75歳以上となる令和7（2025）年以降も高齢化が進展すると予測しており、病床機能の分化・連携の推進に伴い慢性期の入院患者の一部が在宅医療等へ移行することによる需要の大幅な増加を見込んでいるため、地域における医療と介護の多職種連携を図り、在宅医療のニーズの大幅な増加や多様化に対応する必要があります。 ・令和6年12月に市民を対象に実施した「保健医療に関する意識調査」では、『在宅医療を知っている』と回答したのは76.0%となっています。

取組施策（細施策）
1 地域医療の連携 ・地域医療機関から中核医療機関*1への患者紹介、医師や看護師による症例検討会や研修会等の医療団体の事業への支援を行います。 2 市民への普及、啓発 ・国が運用する「医療情報ネット（ナビイ）」や川越市医師会が運用する医療機関検索等、診療科目・外国語対応の有無等の様々な条件から身近にある医療機関等を検索できる機能の周知・啓発を行い、かかりつけ医等の普及・定着を図ります。 ・医師会等の関係団体が実施する健康・医療に関する啓発事業を支援します。 3 医療従事者の養成、確保 ・市内の看護師等の養成機関に対して補助金を交付することで運営費の一部を補助し、医療従事者の養成及び確保を図ります。 4 在宅医療の周知・啓発 ・医療と介護の関係機関の連携を推進することで、在宅医療の充実を図り、在宅医療に対するニーズの増加や多様化に対応できる体制の構築に取り組みます。 ・在宅患者訪問診療など、在宅医療を提供する医療機関の情報を収集して周知し、在宅医療の定着を図ります。

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	かかりつけ医を持つ世帯	%	69	令和元年度	73	令和7年度
2	看護師学校養成所又は准看護師養成所の卒業者のうち、市内の医療機関等への就職者数*3	人	519	平成28年～令和2年度	455	令和3～7年度
3	訪問診療を実施する医療機関数	箇所	37	令和4年度	52	令和11年度
4						
5						
6						

関係法令等	
関係法令	関係計画
医療法	埼玉県地域保健医療計画、すこやかプラン・川越

関係計画の概要及び関係計画における施策
【関係計画における施策】 計画名：すこやかプラン・川越 川越市高齢者保健福祉計画・第8期川越市介護保険事業計画 計画期間：令和3年度～令和5年度 施策1：在宅医療・介護関係者間の情報共有の推進 ・「川越市在宅医療・介護事業者情報検索システム」の充実 ・パンフレットなどの配布や講演会の開催を通じた市民への在宅医療に関する普及啓発等 施策2：「コミュニティケアネットワークかわごえ（CCNかわごえ）」との連携の推進 ・多職種間での研修会や講演会等の開催による医療・介護関係者のネットワークの構築及び資質の向上 施策3：在宅医療・介護サービス提供体制の構築 ・在宅医療拠点センターにおける、市民や在宅医療・介護関係者への在宅医療に関する相談支援の推進 ・埼玉県リハビリテーション・ケアサポートセンターとの連携によるリハビリテーションサービスの現状把握及び取組の検討 ・地域の医療・介護関係者の協力のもとで行う、在宅医療と介護サービスの連携・提供体制の構築 ※本文を一部要約

用語
*1 かかりつけ医等：日本医師会では、「なんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要なときには専門医、専門医療機関を紹介でき、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う幅広い総合的な診療能力を有する医師」を「かかりつけ医」と定義。本計画では、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局・薬剤師を含むものとする。 *2 高度医療技術者及び高度医療機器を有し、重症及び難病等に対応できる地域の核となる大規模な病院 *3 在宅時医学総合指導管理料及び施設入居時等医学総合指導管理料の届出医療機関数

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	かかりつけ医を持っている人	%	60.6	令和6年度	65.0	令和12年度
2	看護師学校養成所又は准看護師養成所の卒業者のうち、市内の医療機関等への就職者数	人	集計中	令和2年度～令和6年度	集計中	令和8年度～令和12年度
3	在宅医療を知っている人	%	76.0	令和6年度	81.0	令和12年度
4						
5						
6						

関係法令等	
関係法令	関係計画
医療法	埼玉県地域保健医療計画、すこやかプラン・川越

関係計画の概要及び関係計画における施策
【関係計画における施策】 計画名：すこやかプラン・川越 川越市高齢者保健福祉計画・第9期川越市介護保険事業計画 計画期間：令和6年度～令和8年度 施策1：在宅医療・介護関係者間の情報共有の推進 ・「川越市在宅医療・介護事業者情報検索システム」の充実 ・「入退院時連携ガイドライン」の活用 施策2：「コミュニティケアネットワークかわごえ（CCNかわごえ）」との連携の推進 ・医療・介護関係者のネットワークの構築及び資質の向上 施策3：在宅医療・介護サービス提供体制の構築 ・在宅医療拠点センターにおける、市民や在宅医療・介護関係者への在宅医療に関する相談支援の推進 ・地域の医療・介護関係者の協力のもとで行う、在宅医療と介護サービスの連携・提供体制の構築 施策4：地域住民への周知啓発 ・パンフレットの配布による在宅医療・介護サービスの普及啓発 ・人生会議出前講座の実施 ※本文を一部要約

用語
*1 高度医療技術者及び高度医療機器を有し、重症及び難病等に対応できる地域の核となる大規模な病院

第三次川越市保健医療計画				
基本目標	3	医療体制の充実	施策中心課：	保健総務課
主要課題	1	地域医療体制の整備・充実	施策関係課：	
施 策	2	医療の安全確保		

施策の目的
適切な医療を提供できる医療体制を確保します。

現状と課題
・医療法等に基づき、医療機関や医薬品販売業者等の監視・指導を行っています。 ・統計法に基づき、人口動態統計をはじめとする地域保健に係る統計調査を行い、地域の実情を把握しています。 ・医師法等に基づき、国・県の窓口として衛生関係免許の申請受付事務を行っています。 ・市民の医療に対する信頼を確保することを目的として、医療に関する市民の苦情や悩み事等の相談に対応しています。

取組施策（細施策）
1 医療法等に基づく許可、届出、検査、調査 ・医療の安全確保のために、医療法、医薬品医療機器等法などに基づき許可・届出を適切に実施し、医療機関、薬局等の法令遵守を監視指導します。また立入検査を実施し、医療機関、薬局等の医療の安全確保に努めていきます。 ・家庭用品や健康食品等の市販品を買上げ、健康に被害を生ずるおそれのある物質や承認を受けていない医薬品成分の含有を検査します。 ・医療行政の基礎資料とするため、厚生統計調査や医療施設の調査、患者調査等を行います。 2 医療に関する市民相談 ・医療機関に関する問い合わせや、医療に関する市民の苦情等の相談に中立的な立場から対応することにより、双方の信頼関係の構築を支援するよう努めます。 3 薬物乱用防止の推進 ・薬物乱用防止の推進として、イベントにおいてリーフレットの配布や広報等に掲載するなどして必要な情報提供を行います。 4 献血推進 ・献血推進として、ホームページへの献血情報の掲載や、SNSへ投稿等を行い、情報提供を行います。

第四次川越市保健医療計画				
基本目標	3	医療体制の充実	施策中心課：	保健総務課
主要課題	1	地域医療体制の整備・充実	施策関係課：	
施 策	2	医療の安全確保		

施策の目的
適切な医療を提供できる医療体制を確保します。

現状と課題
・医療法等に基づき、医療機関や医薬品販売業者等の監視・指導を行っています。 ・統計法に基づき、人口動態統計をはじめとする地域保健に係る統計調査を行い、地域の実情を把握しています。 ・医師法等に基づき、国・県の窓口として衛生関係免許の申請受付事務を行っています。 ・市民の医療に対する信頼を確保することを目的として、医療に関する市民の苦情や悩み事等の相談に対応しています。

取組施策（細施策）
1 医療法等に基づく許可、届出、検査、調査 ・医療の安全確保のために、医療法、医薬品医療機器等法などに基づき許可・届出を適切に実施し、医療機関、薬局等の法令遵守を監視指導します。また立入検査を実施し、医療機関、薬局等の医療の安全確保に努めていきます。 ・医療行政の基礎資料とするため、厚生統計調査や医療施設の調査、患者調査等を行います。 2 医療安全相談 ・医療機関に関する問い合わせや、医療に関する市民の苦情等の相談に中立的な立場から対応することにより、双方の信頼関係の構築を支援するよう努めます。 ・医療機関における医療安全対策の向上を目的として、研修会を開催します。 3 薬物乱用防止の推進 ・薬物乱用防止の推進として、イベントにおいてリーフレットの配布や広報等に掲載するなどして必要な情報提供を行います。

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	病院への立入検査実施率	%	100	平成30年度	100	令和7年度
2	薬物乱用防止リーフレット配布枚数	枚	1,000	平成30年度	1,000	令和7年度
3						
4						
5						
6						

関係法令等	
関係法令	関係計画
・医療法 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 ・医師法 ・歯科医師法 ・歯科衛生士法 ・薬剤師法 ・栄養士法 ・保健師助産師看護師法 ・診療放射線技師法 ・臨床検査技師等に関する法律 ・理学療法士及び作業療法士法 ・歯科技工士法 ・視能訓練士法 ・調理師法 ・製菓衛生師法 ・クリーニング業法 ・川越市医療法施行条例	・埼玉県地域保健医療計画

関係計画の概要及び関係計画における施策

用語

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	市内の全病院への立入検査実施率	%	100	令和6年度	100	令和12年度
2	医療安全研修会の開催	回	1	令和6年度	1	令和12年度
3						
4						
5						
6						

関係法令等	
関係法令	関係計画
・医療法 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 ・医師法 ・歯科医師法 ・歯科衛生士法 ・薬剤師法 ・栄養士法 ・保健師助産師看護師法 ・診療放射線技師法 ・臨床検査技師等に関する法律 ・理学療法士及び作業療法士法 ・歯科技工士法 ・視能訓練士法 ・調理師法 ・製菓衛生師法 ・クリーニング業法 ・川越市医療法施行条例	・埼玉県地域保健医療計画

関係計画の概要及び関係計画における施策

用語

第三次川越市保健医療計画				
基本目標	3	医療体制の充実	施策中心課：	保健医療推進課
主要課題	2	緊急時の医療体制の整備	施策関係課：	
施 策	1	救急医療体制の整備		

施策の目的
傷病の重症度・緊急度に応じた適切な医療を提供できる救急医療体制を確保します。

現状と課題
・埼玉県では、病気やけがの度合いに応じ、初期、第二次、第三次の救急医療体制を整備しています（第2章第7節（2）参照）。 ・初期救急患者数は、年間12,000人前後で横ばいとなっています。 ・市内の第二次救急患者数は、全体としては増加しているものの、夜間・休日の当番病院への搬送は減少する傾向がみられます。 ・救急搬送は、高齢者の急病による案件が最も多く、高齢者人口の増加の影響を受け、件数が増加しています。 ・不採算・特殊部門である救急医療体制を維持するため、救急医療を担う医療機関を支援する必要があります。 ・市民が利用する施設については、A E Dの設置が完了しています。また、これまでの救命講習の開催により、一定数の市民に救命法を普及することができているものと考えられます。 ・A E Dが必要となった場合に、確実に使用できる環境づくりに取り組む必要があります。 ・救急搬送人員における軽症者の割合は、50%を超える年度が多くなっています。 ・より重症度・緊急度の高い傷病者が適切な医療を受けられるようにするためには、救急車を呼ぶほどではないものの、体調不良やけがに不安を感じる市民に対して、救急電話相談やA I 救急相談により適切な行動を促す必要があります。

取組施策（細施策）
1 救急医療体制の整備 ・関係団体や医療機関と連携して、初期救急医療（在宅当番医制*1、休日歯科診療、夜間休日診療）提供体制を整備するとともに、第二次救急医療（救急医療機関搬送受入れや病院群輪番制*2参加病院、小児救急医療拠点病院*3）、第三次救急医療（救命救急センター）の提供体制を支援していきます。 ・市民が、本市の初期救急医療体制を把握し、適切な医療を受けられるようにするため、必要な情報提供を行います。 2 病院前救護の推進 ・A E Dの運用により、公共施設や催物におけるA E Dの配備を推進していきます。 ・市民が、身近なA E Dの設置場所を把握し、救命現場で確実にA E Dを利用できるようにするため、必要な情報提供を行います。 3 適正な医療受診の啓発 ・市民が、急な体調不良やけがの際に適切な対応ができるようにするため、救急電話相談やA I 救急相談*4に関する情報提供を行うとともに、救急車の適正利用について周知を図ります。

第四次川越市保健医療計画				
基本目標	3	医療体制の充実	施策中心課：	保健医療推進課
主要課題	2	緊急時の医療体制の整備	施策関係課：	
施 策	1	救急医療体制の整備		

施策の目的
傷病の重症度・緊急度に応じた適切な医療を提供できる救急医療体制を確保します。

現状と課題
・埼玉県では、病気やけがの度合いに応じ、初期、第二次、第三次の救急医療体制を整備しています。 ・初期救急患者数は、令和6年度で約7,000人で、令和2年度から令和4年度の各年度は約3,000人だったため、コロナ前の水準である約12,000人に戻りつつあります。 ・市内の第二次救急患者数についても、全体的にコロナ前の水準に戻り、増加傾向にありますが、夜間・休日の当番病院への搬送は減少する傾向がみられます。 ・救急搬送は、高齢者の急病による案件が最も多く、高齢者人口の増加の影響を受け、件数が増加しています。 ・特殊部門である救急医療体制には不採算という課題があるため、救急医療を担う医療機関を支援して救急医療体制を維持する必要があります。 ・市民が利用する施設については、A E Dの設置が完了しています。また、これまでの救命講習の開催により、一定数の市民に救命法を普及することができているものと考えられます。 ・A E Dが必要となった場合に、確実に使用できる環境づくりに取り組む必要があります。 ・救急搬送人員における軽症者の割合は、50%を超える年度が多くなっています。 ・より重症度・緊急度の高い傷病者が適切な医療を受けられるようにするためには、救急車を呼ぶほどではないものの、体調不良やけがに不安を感じる市民に対して、救急電話相談やA I 救急相談により適切な行動を促す必要があります。

取組施策（細施策）
1 救急医療体制の整備 ・関係団体や医療機関と連携して、初期救急医療（在宅当番医制*1、休日歯科診療、夜間休日診療）提供体制を整備するとともに、第二次救急医療（救急医療機関搬送受入れや病院群輪番制*2参加病院、小児救急医療拠点病院*3）、第三次救急医療（救命救急センター）の提供体制を支援していきます。 ・市民が、本市の初期救急医療体制を把握し、適切な医療を受けられるようにするため、必要な情報提供を行います。 2 病院前救護の推進 ・市民が、身近なA E Dの設置場所を把握し、救命現場で確実にA E Dを利用できるようにするため、必要な情報提供を行います。 3 適正な医療受診の啓発 ・市民が、急な体調不良やけがの際に適切な対応ができるようにするため、救急電話相談やA I 救急相談*4に関する情報提供を行うとともに、救急車の適正利用について周知を図ります。

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	夜間及び休日における救急医療の実施率	%	100	令和元年度	100	令和7年度
2	救急搬送人員における軽症者の比率	%	50.5	令和元年	48.8	令和7年
3						
4						
5						
6						

関係法令等	
関係法令 ・消防法 ・医療法 ・救急医療対策事業実施要綱	関係計画 ・埼玉県地域保健医療計画 ・すこやかプラン・川越 ・川越市AED普及推進計画 ・川越市教育振興基本計画

関係計画の概要及び関係計画における施策
【関係計画における施策】 計画名：すこやかプラン・川越 川越市高齢者保健福祉計画・第8期川越市介護保険事業計画 計画期間：令和3年度～令和5年度 施策：さまざまなニーズに応じた日常生活を支援するサービスの充実 ・ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯及び在宅の要介護高齢者等のニーズに対応したサービスの提供 具体的な施策：救急情報キット配布事業 ※本文を一部要約 【関係計画の概要】 計画名：川越市AED普及推進計画ー第3期ー 計画期間：令和元年度～令和5年度 概要：自動体外式除細動器（AED）の必要性や有効性などの啓発を通し、人命救助の理念を普及するとともに、心肺停止者の救命率の向上を目指すため策定する。 【関係計画における施策】 計画名：第三次川越市教育振興基本計画 計画期間：令和3年度～令和7年度 施策：「いのちの教育」の推進 ・救急救命に関する知識や、胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法が実践できる児童生徒を育成します。 ※本文より一部抜粋

用語
*1在宅当番医制：市内の医療機関が当番制で日曜、祝日、年末年始に軽症の救急患者を診療する。 *2病院群輪番制：川越地区（川越市・川島町・ふじみ野市・富士見市・三芳町）内の病院が当番制で夜間、日曜、祝日、年末年始に重症の救急患者を診療する。 *3小児救急医療拠点病院：入院を要する小児重症救急患者を受け入れる病院。小児の救急専用病床を確保するものとされている。 *4A I 救急相談：インターネットを利用してスマートフォンやパソコンからチャット形式で入力した内容をもとに、人工知能が症状に応じたアドバイスを行う。

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	救急搬送人員における軽症者の比率	%	50	令和6年度	48	令和12年
2						
3						
4						
5						
6						

関係法令等	
関係法令 ・消防法 ・医療法 ・救急医療対策事業実施要綱	関係計画 ・埼玉県地域保健医療計画 ・すこやかプラン・川越 ・川越市教育振興基本計画

関係計画の概要及び関係計画における施策
【関係計画における施策】 計画名：すこやかプラン・川越 川越市高齢者保健福祉計画・第9期川越市介護保険事業計画 計画期間：令和6年度～令和8年度 施策：さまざまなニーズに応じた日常生活を支援するサービスの充実 ・ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯及び在宅の要介護高齢者等のニーズに対応したサービスの提供 具体的な施策：救急情報キット配布事業 ※本文を一部要約 【関係計画における施策】 計画名：第三次川越市教育振興基本計画 計画期間：令和3年度～令和7年度 施策：「いのちの教育」の推進 ・救急救命に関する知識や、胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法が実践できる児童生徒を育成します。 ※本文より一部抜粋

用語
*1在宅当番医制：市内の医療機関が当番制で日曜、祝日、年末年始に軽症の救急患者を診療する。 *2病院群輪番制：川越地区（川越市・川島町・ふじみ野市・富士見市・三芳町）内の病院が当番制で夜間、日曜、祝日、年末年始に重症の救急患者を診療する。 *3小児救急医療拠点病院：入院を要する小児重症救急患者を受け入れる病院。小児の救急専用病床を確保するものとされている。 *4A I 救急相談：インターネットを利用してスマートフォンやパソコンからチャット形式で入力した内容をもとに、人工知能が症状に応じたアドバイスを行う。

第三次川越市保健医療計画				
基本目標	3	医療体制の充実	施策中心課：	保健医療推進課
主要課題	2	緊急時の医療体制の整備	施策関係課：	保健総務課
施 策	2	災害時医療体制の整備		

施策の目的
災害時に患者の重症度に応じた医療を適切に提供するため、災害時医療体制の整備に努めます。

現状と課題
・災害時においては、医療機関についても、施設の被災、ライフラインの被災、また、特定の医療機関に負傷者が集中するなどにより、医療機能の低下や医薬品の不足等も予想されます。 ・本市には、被災地からの重症患者の受入機能を備え、広域的な医療活動の拠点となる災害拠点病院として、埼玉県が指定した埼玉医科大学総合医療センターがあります。 ・本市では、災害に備えて「川越市地域防災計画」を策定し、災害時の医療提供体制等を定めています。 ・川越市医師会との災害時の医療救護活動に関する協定に基づき、大規模災害時には、直ちに川越市医師会の医療救護班が対応できる体制の充実や、活動の訓練、医療情報の連絡体制の整備等を図っています。 ・災害時、医療機関やD M A T、医師会、消防機関、行政機関等の医療救護活動に関係する機関等は、厚生労働省が主体となって開発した広域災害救急医療情報システム（E M I S）を使用して医療機関の被災状況等の情報を入力し、閲覧することで各機関の情報を共有し、支援体制を形成することとなっています。 ・患者の重症度に応じた適切な医療を提供するためには、被災現場から救護所、地域の医療機関、及び後方医療機関を含めた体系的な医療提供体制が必要です。 ・災害発生後においては、救護所や避難所等の被災者に対する中長期的な健康管理活動として、感染症のまん延防止や衛生面のケア、メンタルヘルスケア等を行う必要があります。 ・令和2（2020）年3月に、県が災害時の医療救護活動及び平時の取組の基本的な対応方針として策定した「埼玉県災害時医療救護基本計画」と整合を図りながら、必要な体制整備を進める必要があります。

取組施策（細施策）
1 保健師活動マニュアル等の整備 ・平成24（2012）年に策定した「保健師活動マニュアル」及び「保健師派遣後方支援マニュアル」を、災害の経験を踏まえて検証し、改訂を行うとともに、関係機関との連携体制を整備します。 2 初動医療体制の整備 ・災害発生時には、「川越市地域防災計画」に基づき医療救護活動を実施します。 ・被災地の周辺で救急医療が円滑に実施できるよう、医療機関等と連携し、医療救護所の設置、医療救護班の編成など、初動医療体制の整備を図ります。 ・県の災害時における保健医療提供体制と調整を図りながら、災害医療コーディネーターや関係機関の協力を得て体制強化を図ります。 3 医療機関等との連携 ・関係機関が参加する災害時連絡用 I P 無線通信訓練や広域災害救急医療情報システム（E M I S）入力訓練の実施を通して連携の強化を図ります。 ・防災訓練の実施を通して、医療機関・消防・行政・民間組織の連携強化を図ります。

第四次川越市保健医療計画				
基本目標	3	医療体制の充実	施策中心課：	保健医療推進課
主要課題	2	緊急時の医療体制の整備	施策関係課：	保健総務課
施 策	2	災害時医療体制の整備		

施策の目的
災害時に患者の重症度に応じた医療を適切に提供するため、災害時医療体制の整備に努めます。

現状と課題
・災害時においては、医療機関についても、施設の被災、ライフラインの被災、また、特定の医療機関に負傷者が集中するなどにより、医療機能の低下や医薬品の不足等も予想されます。 ・本市には、被災地からの重症患者の受入機能を備え、広域的な医療活動の拠点となる災害拠点病院として、埼玉県が指定した埼玉医科大学総合医療センターがあります。 ・本市では、災害に備えて「川越市地域防災計画」を策定し、災害時の医療提供体制等を定めています。 ・川越市医師会との災害時の医療救護活動に関する協定に基づき、大規模災害時には、直ちに川越市医師会の医療救護班が対応できる体制の充実や、活動の訓練、医療情報の連絡体制の整備等を図っています。 ・災害時、医療機関やD M A T、医師会、消防機関、行政機関等の医療救護活動に関係する機関等は、厚生労働省が主体となって開発した広域災害救急医療情報システム（E M I S）を使用して医療機関の被災状況等の情報を入力し、閲覧することで各機関の情報を共有し、支援体制を形成することとなっています。 ・患者の重症度に応じた適切な医療を提供するためには、被災現場から救護所、地域の医療機関、及び後方医療機関を含めた体系的な医療提供体制が必要です。 ・災害発生後においては、救護所や避難所等の被災者に対する中長期的な健康管理活動として、感染症のまん延防止や衛生面のケア、メンタルヘルスケア等を行う必要があります。 ・埼玉県において、県内で大規模災害が発生したときに必要な医療体制の確保を目的として、災害時の医療救護活動及び平時の取組について策定した「埼玉県災害時医療救護基本計画」（令和7（2025）年改訂）と整合を図りつつ、必要な体制整備を進める必要があります。 ・ 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえて、新たな感染症の発生に備えて、令和6年度に国及び埼玉県が「新型コロナウイルス感染症等対策行動計画」を改定したため、本市も令和7年度に「川越市新型コロナウイルス感染症等対策行動計画」を改定しました。 ・ 新型コロナウイルス等の感染症蔓延時に、保健所を支援する I H E A T 要員の確保・育成を行う必要があります。

取組施策（細施策）
1 保健師活動マニュアル等の整備 ・平成24（2012）年に策定した「保健師活動マニュアル」及び「保健師派遣後方支援マニュアル」を、災害の経験を踏まえて検証し、改訂を行うとともに、関係機関との連携体制を整備します。 2 初動医療体制の整備 ・災害発生時には、「川越市地域防災計画」に基づき医療救護活動を実施します。 ・被災地の周辺で救急医療が円滑に実施できるよう、医療機関等と連携し、医療救護所の設置、医療救護班の編成など、初動医療体制の整備を図ります。 ・県の災害時における保健医療提供体制と調整を図りながら、災害医療コーディネーターや関係機関の協力を得て体制強化を図ります。 ・ 「川越市災害保健医療連絡会議」において、本市の災害時における保健医療体制の確保に係る関係者、関係団体間との情報共有や協議を行い、連携の強化を図ります。 3 医療機関等との連携 ・関係機関が参加する災害時連絡用 I P 無線通信訓練等の実施を通して連携の強化を図ります。 ・防災訓練の実施を通して、医療機関・消防・行政・民間組織の連携強化を図ります。 4 新型コロナウイルス等対策 ・ 新型コロナウイルス等の感染症蔓延時に、保健所を支援する I H E A T 要員に対して、研修を実施し、支援体制の構築を図ります。

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	災害時連絡用 I P 無線通信訓練	回	10	令和元年度	12	令和 7 年度
2	広域災害救急医療情報システム（E M I S）入力訓練	回	1	令和元年度	1	令和 7 年度
3						
4						
5						
6						

関係法令等	
関係法令	関係計画
・災害対策基本法 ・医療法	・防災基本計画 ・厚生労働省防災業務計画 ・埼玉県地域防災計画 ・埼玉県地域保健医療計画 ・埼玉県災害時医療救護基本計画 ・川越市地域防災計画

関係計画の概要及び関係計画における施策
【関係計画の概要】 計画名：川越市地域防災計画 発行時期：昭和39年 8 月初版発行（最新の修正発行は令和 2 年 3 月） 概要：災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）第42条の規定に基づき、川越市防災会議が作成する計画であり、本市の地域に係る防災に関し、本市及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、市民と協働して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に至る一連の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として策定する。

用語

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	即応可能な I H E A T 要員の研修受講人数	人	7	令和 6 年度	7	令和12年度
2						
3						
4						
5						
6						

関係法令等	
関係法令	関係計画
・災害対策基本法 ・医療法	・防災基本計画 ・厚生労働省防災業務計画 ・埼玉県地域防災計画 ・埼玉県地域保健医療計画 ・埼玉県災害時医療救護基本計画 ・川越市地域防災計画

関係計画の概要及び関係計画における施策
【関係計画の概要】 計画名：川越市地域防災計画 発行時期：昭和39年 8 月初版発行（最新の修正発行は令和 5 年11月） 概要：災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）第42条の規定に基づき、川越市防災会議が作成する計画であり、本市の地域に係る防災に関し、本市及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、市民と協働して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に至る一連の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として策定する。

用語

第三次川越市保健医療計画				
基本目標	3	医療体制の充実	施策中心課：	高齢・障害医療課
主要課題	3	医療制度等の充実	施策関係課：	保健医療推進課、保健総務課
施 策	1	障害者医療の充実		

施策の目的
障害のある人が必要な医療を受けられる環境整備の推進を図ります。

現状と課題
・本市では、令和3（2021）年3月に「川越市障害者支援計画（第六次川越市障害者計画・第六期川越市障害福祉計画、第二期川越市障害児福祉計画）」を策定し、障害者施策を推進しています。 ・重度心身障害者及びその家族の経済的負担を軽減し、必要な医療を受けられるようにするため、身体障害者手帳1～4級、療育手帳○A～B、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、後期高齢者医療制度の障害認定を受けた障害者等に係る医療費の保険診療一部負担金等の助成を行っています。 ・平成24（2012）年4月、川越市総合保健センター内に川越市ふれあい歯科診療所を開設し、一般の歯科診療所では診療が困難な障害のある人（歯科診療に際し特別な支援を必要とする人を含む）の歯科診療を基本として診療を行っており、障害のある人の患者割合は、平成24（2012）年度は37.9%、令和2（2020）年度は52.3%で増加傾向となっています。 ・障害のある人に必要な医療等が提供されるよう、医療機関等に対し、障害者医療に関する情報提供を行っています。

取組施策（細施策）
1 重度心身障害者への医療費支給 ・重度心身障害者医療費支給制度の安定的な運営を行い、重度心身障害のある人への福祉の増進を図ります。 2 障害者への歯科診療事業 ・川越市ふれあい歯科診療所において、障害のある人への歯科診療を基本とした医療サービスを提供します。 3 障害者医療に関する情報収集・情報提供 ・障害がある人に必要な医療等が提供されるよう、障害者医療に関する具体的な事例等の情報収集に努め、医療機関等への情報提供を図ります。また、身近な地域の医療機関に関する情報提供に努めます。

第四次川越市保健医療計画				
基本目標	3	医療体制の充実	施策中心課：	高齢・障害医療課
主要課題	3	医療制度等の充実	施策関係課：	保健医療推進課、保健総務課
施 策	1	障害者医療の充実		

施策の目的
障害のある人が適切な医療を受けられる環境整備の推進を図ります。

現状と課題
・本市では、令和6（2024）年3月に「川越市障害者支援計画（第七次川越市障害者計画・第七期川越市障害福祉計画、第三期川越市障害児福祉計画）」を策定し、障害者施策を推進しています。 ・重度心身障害者及びその家族の経済的負担を軽減し、適切な医療を受けられるようにするため、身体障害者手帳1～4級、療育手帳○A～B、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、後期高齢者医療制度の障害認定を受けた障害者等に係る医療費の保険診療一部負担金等の助成を行っています。 ・平成24（2012）年4月、川越市総合保健センター内に川越市ふれあい歯科診療所を開設し、一般の歯科診療所では診療が困難な障害のある人（歯科診療に際し特別な支援を必要とする人を含む）の歯科診療を基本として診療を行っており、障害のある人の患者割合は、平成24（2012）年度は37.9%、令和6（2024）年度は58.7%で増加傾向となっています。 ・障害のある人に適切な医療等が提供されるよう医療機関等に対し、障害者医療に関する情報提供を行っています。

取組施策（細施策）
1 重度心身障害者への医療費支給 ・重度心身障害者医療費支給制度の安定的な運営を行い、重度心身障害のある人への福祉の増進を図ります。 2 障害者への歯科診療事業 ・川越市ふれあい歯科診療所において、障害のある人への歯科診療を基本とした医療サービスを提供します。 3 障害者医療に関する情報収集・情報提供 ・障害がある人に適切な医療等が提供されるよう、障害者医療に関する具体的な事例等の情報収集に努め、医療機関等への情報提供を図ります。また、身近な地域の医療機関に関する情報提供に努めます。

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	施策指標なし					
2						
3						
4						
5						
6						

関係法令等	
関係法令	関係計画
・ 歯科口腔保健の推進に関する法律 ・ 埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱	・ 埼玉県障害者支援計画 ・ 川越市障害者支援計画

関係計画の概要及び関係計画における施策
【関係計画における施策】 計画名：川越市障害者支援計画（第六次川越市障害者計画・第六期川越市障害福祉計画・第二期川越市障害児福祉計画） 計画期間：令和3年度～令和5年度 施策1：自立支援医療制度の推進（更生） ・ 心身の障害を除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額の一部を給付する自立支援医療制度を推進します。 施策2：自立支援医療制度の推進（精神通院） ・ 精神通院に係る医療費の自己負担額の一部を給付する自立支援医療制度を推進します。 ※本文より一部抜粋

用語

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	施策指標なし					
2						
3						
4						
5						
6						

関係法令等	
関係法令	関係計画
・ 障害者差別解消法 ・ 歯科口腔保健の推進に関する法律 ・ 川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例	・ 埼玉県障害者支援計画 ・ 川越市障害者支援計画

関係計画の概要及び関係計画における施策
【関係計画における施策】 計画名：川越市障害者支援計画（第七次川越市障害者計画・第七川越市障害福祉計画・第三期川越市障害児福祉計画） 計画期間：令和6年度～令和8年度 施策：障害者医療等の推進 ・ 障害のある人が適切な医療を受けることができるように、医療機関に関する情報提供や医療費の負担軽減に努めます。 事業1：重度心身障害者医療費支給制度の推進 ・ 医療保険制度が適用される医療費の一部負担金を助成する重度心身障害者医療費支給制度の安定的な運営を行い、重度心身障害のある人への福祉の増進を図ります。 事業2：障害者歯科診療の充実 ・ 川越市ふれあい歯科診療所において障害者歯科診療を行っていきます。また、障害者歯科相談医との連携を図ります。 ※本文より一部抜粋

用語

第三次川越市保健医療計画				
基本目標	3	医療体制の充実	施策中心課：	健康管理課
主要課題	3	医療制度等の充実	施策関係課：	母子保健課
施 策	2	母子医療の充実		

施策の目的
未熟児、身体障害児、特定疾病児童等に対して療養費の給付等を行い、児の健全な育成を支援するなど、母子医療の充実を図ります。

現状と課題
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童（18歳未満）で、確実な治療効果が期待できる方が、指定医療機関において医療を受ける場合に、自立支援医療（育成医療）として医療費の給付を行っています。 ・児童福祉法に基づき、国が指定した疾病である小児慢性特定疾病の医療に係る費用の一部を助成し、対象児童等の家庭の医療費の負担軽減を図っています。 ・特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する費用の一部を助成することにより、出産を希望する市民の経済的負担の軽減を図っています。 ・国では、令和4（2022）年度から特定不妊治療を保険適用することとしています。

取組施策（細施策）
1 適正な給付 ・自立支援医療（育成医療）や小児慢性特定疾病の医療費の支給においては、対象者が必要とする医療を容易に受けられるよう、適正な給付を行います。 2 不妊治療の支援 ・不妊治療の支援について、保険適用化の動きなどを含め、関係団体と連携を図りながら対応します。

第四次川越市保健医療計画				
基本目標	3	医療体制の充実	施策中心課：	健康管理課
主要課題	3	医療制度等の充実	施策関係課：	母子保健課
施 策	2	母子医療の充実		

施策の目的
未熟児、身体障害児、特定疾病児童等に対して療養費の給付等を行い、児の健全な育成を支援するなど、母子医療の充実を図ります。

現状と課題
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童（18歳未満）で、確実な治療効果が期待できる方が、指定医療機関において医療を受ける場合に、自立支援医療（育成医療）として医療費の給付を行っています。 ・児童福祉法に基づき、国が指定した疾病である小児慢性特定疾病の医療に係る費用の一部を助成し、対象児童等の家庭の医療費の負担軽減を図っています。 ・次代の親を育成する観点から、妊娠、出産、子育てに関する市民の希望が叶えられるよう取組を進めていく必要があります。

取組施策（細施策）
1 適正な給付 ・自立支援医療（育成医療）や小児慢性特定疾病の医療費の支給においては、対象者が必要とする医療を容易に受けられるよう、適正な給付を行います。 2 不妊・不育症に対する支援 ・不妊・不育症検査にかかる検査費用の一部を助成するとともに、不妊専門相談センターにおいて専門医による相談を実施します。

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	施策指標なし					
2						
3						
4						
5						
6						

関係法令等	
関係法令	関係計画
・児童福祉法　・母子保健法 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	・川越市子ども・子育て支援事業計画

関係計画の概要及び関係計画における施策
【関係計画における施策】 計画名：第2期川越市子ども・子育て支援事業計画 計画期間：令和2年度～令和6年度 施策1：こども医療費の助成 ・子どもの保健の向上、福祉の増進及び子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どもに対する医療費の一部を支給します。 施策2：ひとり親家庭等医療費の助成 ・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等に医療費の一部を支給します。 ※本文より一部抜粋

用語

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	施策指標なし					
2						
3						
4						
5						
6						

関係法令等	
関係法令	関係計画
・児童福祉法　・母子保健法 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	・川越市子ども・子育て支援事業計画

関係計画の概要及び関係計画における施策
【関係計画における施策】 計画名：川越市子ども・子育て支援事業計画 計画期間：令和7年度～令和11年度 施策1：こども医療費の助成 ・子どもの保健の向上、福祉の増進及び子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どもに対する医療費の一部を支給します。 計画名：川越市こども計画 計画期間：令和7年度～令和11年度 施策の概要：地域と社会でこども・若者、子育てを支える環境づくり

用語

第三次川越市保健医療計画				
基本目標	3	医療体制の充実	施策中心課：	健康管理課
主要課題	3	医療制度等の充実	施策関係課：	
施 策	3	難病対策		

施策の目的
難病療養者等のＱＯＬの向上を図ります。 骨髄移植ドナー登録の推進を図ります。

現状と課題
・国は、「発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない、希少な疾病であって、長期の療養を必要とする疾病」を難病と定義し、治療方法等に関する調査及び研究を推進するとともに、難病のうち、患者数等の一定の要件を満たす疾病を指定難病と定めています。 ・市では、患者が県から医療費の公費負担を受けるための手続きを行っています。 ・国は、白血病をはじめとする血液疾患等のため骨髄移植等が必要な患者とそれを提供するドナーをつなぐ骨髄バンクの運営が適切に行われるために、必要な規制や補助制度を定めています。 ・市では、骨髄等移植の推進及びドナー登録の推進を図るため、骨髄移植に必要な通院又は入院の費用を助成しています。 ・難病患者の療養生活の質の向上を図る必要があります。 ・骨髄移植ドナーについては助成費交付の実績が低迷しているため、骨髄移植やドナー登録に関する啓発活動を継続して行う必要があります。

取組施策（細施策）
1 難病患者の療養生活の質の向上 ・難病患者の支援について、社会的状況を見極めた上で、家庭訪問、電話対応、メール等の方法により、患者に寄り添った支援を行います。 ・難病患者等の経済的負担の軽減を図るため、指定難病の医療費の公費負担等に関する事務を行います。 2 骨髄移植ドナーに関する啓発及び助成費交付 ・骨髄移植ドナーについて、献血の機会を活用し、P Rチラシ等の配布を行います。 ・ドナーの経済的負担を軽減し、骨髄移植の推進及びドナー登録の推進を図るため、通院又は入院の日数に応じて助成金を交付します。

第四次川越市保健医療計画				
基本目標	3	医療体制の充実	施策中心課：	健康管理課
主要課題	3	医療制度等の充実	施策関係課：	
施 策	3	難病対策		

施策の目的
難病療養者等のＱＯＬの向上を図ります。 骨髄移植ドナー登録の推進を図ります。

現状と課題
・国は、「発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない、希少な疾病であって、長期の療養を必要とする疾病」を難病と定義し、治療方法等に関する調査及び研究を推進するとともに、難病のうち、患者数等の一定の要件を満たす疾病を指定難病と定めています。 ・市では、患者が県から医療費の公費負担を受けるための手続きを行っています。 ・国は、白血病をはじめとする血液疾患等のため骨髄移植等が必要な患者とそれを提供するドナーをつなぐ骨髄バンクの運営が適切に行われるために、必要な規制や補助制度を定めています。 ・市では、骨髄等移植の推進及びドナー登録の推進を図るため、骨髄移植に必要な通院又は入院の費用を助成しています。 ・難病患者の療養生活の質の向上を図る必要があります。 ・骨髄移植ドナーについては助成費交付の実績が低迷しているため、骨髄移植やドナー登録に関する啓発活動を継続して行う必要があります。

取組施策（細施策）
1 難病患者の療養生活の質の向上 ・難病患者の支援について、社会的状況を見極めた上で、家庭訪問、電話対応、メール等の方法により、患者に寄り添った支援を行います。 ・難病患者等の経済的負担の軽減を図るため、指定難病の医療費の公費負担等に関する事務を行います。 2 骨髄移植ドナーに関する啓発及び助成費交付 ・骨髄移植ドナーについて、献血の機会を活用し、P Rチラシ等の配布を行います。 ・ドナーの経済的負担を軽減し、骨髄移植の推進及びドナー登録の推進を図るため、通院又は入院の日数に応じて助成金を交付します。

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	骨髄移植ドナー助成件数	件	2	令和元年	6	令和7年
2						
3						
4						
5						
6						

関係法令等	
関係法令	関係計画
・ 難病の患者に対する医療等に関する法律 ・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 ・ 地域保健法 ・ 石綿による健康被害の救済に関する法律	

関係計画の概要及び関係計画における施策

用語

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	骨髄移植ドナー助成件数	件	2	令和6年	5	令和12年
2						
3						
4						
5						
6						

関係法令等	
関係法令	関係計画
・ 難病の患者に対する医療等に関する法律	

関係計画の概要及び関係計画における施策

用語

第三次川越市保健医療計画				
基本目標	4	社会保障の適正運営	施策中心課：	国民健康保険課
主要課題	1	社会保障の適正運営	施策関係課：	
施 策	1	国民健康保険制度の健全な運営		

施策の目的
医療費適正化に向けた取組及び必要な保健事業の推進を図るとともに、国民健康保険税の適正な賦課に努め、国民健康保険事業の安定的な運営を図ります。

現状と課題
・国民健康保険事業は特定の歳入及び歳出をもって、一般会計とは経理を別にする特別会計の事業として運営されています。また、平成30（2018）年度からは、国が公費投入を行って国保の財政基盤を強化するとともに、都道府県が新たに財政運営の責任主体となり、市町村と共同で国保の安定的な財政運営や効率的な事業の実施等に取り組んでいます。主な財源としては、県からの補助金や国民健康保険税、一般会計からの繰入金等であり、繰入金のうち、法定繰入分は、各年度国が定める算定基準により収入を行っています。また、法定外繰入分は、各年度決算時、歳入と歳出の差額分を補填する形で収入しています。 ・法定外繰入分について、平成30（2018）年3月に策定した「川越市国民健康保険赤字解消・削減計画」に基づき、歳出の抑制及び歳入の確保により赤字を削減することで縮減を図る必要があります。

取組施策（細施策）
1 国民健康保険事業特別会計における歳出の抑制及び歳入の確保 ・特定健康診査の受診率、特定保健指導の実施率を向上させることで、被保険者の健康増進と医療費抑制を図ります。 ・歳出を抑制するための医療費適正化対策として、第三者求償*1の適切な運用や、適正受診及び適正服薬の指導、ジェネリック医薬品の使用促進に取り組めます。 ・歳入を確保するための保険税設定の見直しとして、応能割（所得割）及び応益割（均等割）の賦課割合及び税率を見直すとともに、必要に応じて賦課限度額及び軽減判定所得額等の改定を行います。また、収納率向上対策として、オートコールシステムを活用した納税勧奨や、クレジット納付など新たな納付方法による利便性の向上を図ります。

第四次川越市保健医療計画				
基本目標	4	社会保障の適正運営	施策中心課：	国民健康保険課
主要課題	1	社会保障の適正運営	施策関係課：	
施 策	1	国民健康保険制度の健全な運営		

施策の目的
医療費適正化に向けた取組及び必要な保健事業の推進を図るとともに、国民健康保険税の適正な賦課に努め、国民健康保険事業の安定的な運営を図ります。

現状と課題
・国民健康保険事業は特定の歳入及び歳出をもって、一般会計とは経理を別にする特別会計の事業として運営されています。また、平成30（2018）年度からは、国が公費投入を行って国保の財政基盤を強化するとともに、都道府県が新たに財政運営の責任主体となり、市町村と共同で国保の安定的な財政運営や効率的な事業の実施等に取り組んでいます。主な財源としては、国、県からの補助金や国民健康保険税、一般会計からの繰入金等であり、繰入金のうち、法定繰入分は、各年度国が定める算定基準により収入を行っています。また、法定外繰入分は、各年度決算時、歳入と歳出の差額分を補填する形で収入しています。 ・国民健康保険の被保険者は中高年齢者が多く、医療費の水準が高いこと、所得水準が低いことから、保険税の負担割合が高いといった構造的な課題を抱えており、厳しい財政状況が続いています。 ・埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、県内市町村において、令和9年度から保険税水準について収納率格差以外の項目を統一するとともに、令和8年度までに法定外の一般会計からの繰入を解消することとしています。また、令和12年度には保険税水準の完全統一実施することとしています。 ・令和8年3月に改定した「川越市国民健康保険赤字解消・削減計画」に基づき、一般会計からの法定外繰入分について、歳出の抑制及び歳入の確保により赤字を削減することで、解消を図る必要があります。

取組施策（細施策）
1 国民健康保険事業特別会計における歳出の抑制及び歳入の確保 ・特定健康診査の受診率、特定保健指導の実施率を向上させることで、被保険者の健康増進と医療費抑制を図ります。 ・歳出を抑制するための医療費適正化対策として、レセプト点検の強化や療養費支給の適正化、適正受診及び適正服薬の指導、ジェネリック医薬品の使用促進を推進します。 ・歳入を確保するための保険税設定の見直しとして、応能割（所得割）及び応益割（均等割）の賦課割合及び税率を見直すとともに、必要に応じて賦課限度額及び軽減判定所得額等の改定を行います。 ・収納率向上対策として、口座振替の推進やバーコード、QRコード決済など利便性の向上により、早期収納を図ります。

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	国保会計赤字削減額	千円	97,000	平成30年度	1,100,000	令和5年度
2						
3						
4						
5						
6						

関係法令等	
関係法令	関係計画
・国民健康保険法	・川越市国民健康保険赤字解消・削減計画

関係計画の概要及び関係計画における施策
【関係計画の概要】 計画名：川越市国民健康保険赤字解消・削減計画 計画期間：平成30年度～令和5年度 概要：被保険者の健康の維持・増進を図ることで、保険者の経営の改善・安定化を目指す。併せて、赤字解消・削減のための取組、目標年次等を具体的に定めることにより、計画的、段階的に赤字を解消・削減する。

用語
*1第三者求償：被保険者が交通事故等で第三者の行為によって傷病等を受け、医療機関等で治療を受ける場合、市町村が被保険者から第三者に対して有する損害賠償請求権を取得し、第三者に対して保険給付費等を請求すること。

施策指標							
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点	引用元
1	国保会計赤字額の解消	千円	990,000	令和6年度	0	令和8年度	赤字解消・削減計画
2							
3							
4							
5							
6							

関係法令等	
関係法令	関係計画
・国民健康保険法（国）	・埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）（県） ・川越市国民健康保険赤字解消・削減計画（市）

関係計画の概要及び関係計画における施策
【関係計画の概要】 計画名：埼玉県国民健康保険運営方針（第3期） 計画期間：令和6年度～令和11年度 概要：各市町村と共通認識の下、一体となって財政運営や保険者としての事務を実施するとともに、事業の広域化や効率化を推進できるよう、県内の統一的な運営方針を定めるもの。 計画名：川越市国民健康保険赤字解消・削減計画 計画期間：平成30年度～令和8年度 概要：医療費適正化対策、保険税設定の見直し、収納率向上対策に取り組むことで、計画的、段階的に赤字を削減・解消する。

用語

第三次川越市保健医療計画				
基本目標	4	社会保障の適正運営	施策中心課：	高齢・障害医療課
主要課題	1	社会保障の適正運営	施策関係課：	
施 策	2	後期高齢者医療制度の円滑な運営		

施策の目的
後期高齢者医療制度の安定的かつ健全な運用に努めます。

現状と課題
・後期高齢者医療制度では、県内全市町村が加入する埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、75歳以上（一定の障害のある方は65歳以上）の高齢者を対象として、保険料の賦課・決定や医療を受けたときの給付等を行っています。また、市では、保険料の徴収、各種申請や届出の受付等の窓口業務を行っています。 ・令和元（2019）年9月の本市における65歳以上の高齢者は総人口の26.5%を占めており、今後も増加が見込まれるとともに、高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯が増えることが見込まれます。また、令和7（2025）年には、団塊の世代が75歳以上になるため、後期高齢者人口の割合が一層大きくなり、支援や介護が必要な方も増加することが見込まれます。 ・こうした中、増え続ける医療費の適正化を図るため、さらなる長寿社会の進展を見据えた予防・健康づくりに資する保健事業の取組が必要であり、ライフステージごとの特徴に応じたよりよい生活習慣をつくることや、生活習慣病の早期発見と重症化を予防するための取組を促進する必要があります。 - また、高齢者の地域の通いの場を中心とした介護予防やフレイル*1対策、生活習慣病の重症化予防について、地域の医療関係団体と連携しつつ、保健事業と介護予防を一体的に実施するための体制を整備する必要があります。

取組施策（細施策）
1 後期高齢者医療制度の運用 ・後期高齢者医療制度について、今後も被保険者の増加が見込まれるため、運営主体である埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、安定的かつ健全な運用に努めます。 2 保健事業と介護予防を一体的に実施するための体制整備 ・高齢者の地域の通いの場を中心とした介護予防やフレイル対策、生活習慣病の重症化予防について、地域の医療関係団体と連携しつつ、保健事業と介護予防を一体的に実施するための体制を整備します。

第四次川越市保健医療計画				
基本目標	4	社会保障の適正運営	施策中心課：	高齢・障害医療課
主要課題	1	社会保障の適正運営	施策関係課：	
施 策	2	後期高齢者医療制度の円滑な運営		

施策の目的
後期高齢者医療制度の安定的かつ健全な運用に努めます。

現状と課題
・後期高齢者医療制度では、県内全市町村が加入する埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、75歳以上（一定の障害のある方は65歳以上）の高齢者を対象として、保険料の賦課・決定や医療を受けたときの給付等を行っています。また、市では、保険料の徴収、各種申請や届出の受付等の窓口業務を行っています。 ・令和7（2025）年4月1日時点の本市における65歳以上の高齢者は総人口の27.12%、75歳以上の後期高齢者は総人口の16.19%を占めており、今後も増加が見込まれるとともに、高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯が増えることが見込まれます。 - また、団塊ジュニア世代が75歳となる令和27（2045）年にも高齢者人口の増加が予測され、医療給付費等の更なる増加が見込まれます。

取組施策（細施策）
1 後期高齢者医療制度の運用 ・後期高齢者医療制度について、今後も被保険者の増加が見込まれるため、運営主体である埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、安定的かつ健全な運用に努めます。

施策指標						
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点
1	施策指標なし					
2						
3						
4						
5						
6						

関係法令等	
関係法令	関係計画
・高齢者の医療の確保に関する法律	・埼玉県後期高齢者医療広域連合データヘルス計画 ・健康かわごえ推進プラン

関係計画の概要及び関係計画における施策
【関係計画の概要】 計画名：健康かわごえ推進プラン（第2次） 計画期間：令和2年度～令和6年度 概要：新たな社会状況の変化や健康課題等に対応し、本市のさらなる健康づくりを推進するため策定する。

用語
*1フレイル：要介護状態に至る前段階として位置付けられるが、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態。（出典：フレイル診療ガイド）

施策指標							
No.	指標	単位	基準値	基準時点	目標値	目標時点	引用元
1	施策指標なし						
2							
3							
4							
5							
6							

関係法令等	
関係法令	関係計画
・高齢者の医療の確保に関する法律	

関係計画の概要及び関係計画における施策

用語